

平成29年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成29年 3月 6日（月）

開議 午前9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 坂本 美智代 君

2番	東	まさ子	君
3番	森田	幸子	君
4番	篠塚	信太郎	君
5番	山田	均	君
6番	山内	武夫	君
7番	山下	靖夫	君
8番	原田	寿賀美	君
9番	山崎	裕二	君
10番	村山	良夫	君
11番	岩田	恵一	君
12番	北尾	潤	君
13番	梅原	好範	君
14番	鈴木	利明	君
15番	松村	篤郎	君
16番	野口	久之	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺尾	豊爾	君
副町	長	畠中	源一	君
参事		伴田	邦雄	君
参事		山田	洋之	君
総務課	長	中尾	達也	君
監理課	長	木南	哲也	君
企画政策課	長	久木	寿一	君
税務課	長	松山	征義	君
住民課	長	長澤	誠	君
保健福祉課	長	大西	義弘	君
子育て支援課	長	津田	知美	君
医療政策課	長	藤田	正則	君

農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
水道課長	十倉隆英君
会計管理者	下伊豆かおり君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	川寫勇人君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	西野菜保子
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番議員・東まさ子君、3番議員・森田幸子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 失礼いたします。

2月27日、開会日に提案をさせていただきました議案第4号 京丹波町地域熱供給施設条例の制定についての議案の訂正をお願いしたく思います。

条例案の第4条の見出し、補足の文字を訂正させていただきたく思います。補足の足でございますが、手足の足ではなく、条例規則の則を法令上用いるのが適当であるということでございますので、議案を訂正させていただきたく思います。よろしく願いいたします。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子です。改めまして、皆さんおはようございます。

初めに、この2月の大雪で大変な被害に遭われた町民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

そして、先日の一般質問では、多くの雪害に対する被害に対する多くの提言が出されました。本日も含めてでございますが、今後の町民の安心・安全の対策に生かさせていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

平成29年第1回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行わせていただきます。

初めに、新生児聴覚検査について、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ具合を調べる新生児聴覚検査は、専用の機械を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を鳴らし、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。痛みはなく、検査は数分で終わります。生後3日以内に行う初回検査と、その際に要再検査とされた赤ちゃんを対象に、生後1週間以内実施する確認検査があります。検査を受けることで生後すぐに難聴を発見し、早期療育につなげるのが目的であります。

この検査は、今から5年前の2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しております。生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされております。早期に補聴器をつけたり、適切な指導を受けることで、言語発達の面での効果が得られると言われております。

本町における新生児聴覚検査の実施状況をお伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、お答えしてまいります。

平成28年度の出生時から保健師の新生児訪問の際に検査の有無を確認しております。12月の出生児までの状況になりますが、聴覚検査を受けられた新生児の割合は約47%でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 約47%おられるということで、あとのされていない方が気になります。この発見が遅れると、言葉の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性が出てまいります。検査を受けることで、難聴の早期発見・早期療育に至る確率が受けていない子どもより20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するとの研究結果も出ております。人とのコミュニケーションは、孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右します。

本町では、新生児聴覚検査結果を把握し、患者への継続支援につなげておられるのか、担当課にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） ただいまの質問でございますけども、先ほど町長の答弁にもございましたように、新生児訪問のときに聴覚検査の実施状況をお伺いしております。中には記載のない方もございますが、その方につきましても、検査を受けられたかどうか確認するようにしております。もしも、そういうところで何かあった場合には、それぞれ機関につなぐようにはしておりますけども、今年の方につきましても、そのような報告はただいま受けておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ありがとうございます。お答えいただきました。

これまでは難聴とか聴覚に障害がある方の記載がなかったということではありますが、受けておられない方がいる可能性があります。

また、この検査に係る自己負担額は医療機関によって異なりますが、1回当たり5,000円ぐらいと言われております。費用面が壁になって検査を受けないと判断する母親も少なくないと聞きます。

しかし、検査費用は地方交付税による財源措置の対象となっております。この使い道は自治体が決めるため、初回検査を公費で負担する自治体は109市町村で1割弱であります。その中で、岡山県は、全市区町村が公費助成を実施し、県内の受診実施率はほぼ100%になっております。

厚労省は、昨年3月に公費助成の導入など受診を促す対応を求めています。本町も新生児聴覚検査に対する公費助成の実施に取り組む考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国においては、平成29年度に新生児聴覚検査の体制整備事業を新規事業として、都道府県において新生児聴覚検査に係る関係機関等による協議会を設置され、推進体制の整備を図るとされております。今後、京都府の動向や新生児聴覚検査を実施される医療機関の実施状況等を見ながら検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） お答えいただきました。

医師会とか病院関係などの連携体制が必要ということで、連携していくとのお答えをいただきましたが、私、南丹病院に調査しました。平成29年度には新生児聴覚検査に向けて取り組むとのことで、6月頃には検査実施ができるとのことでした。病院も南丹病院だけではありませんが、積極的に検査実施に向けて取り組んでいただいているこのときに、自治体の協力が欠かせません。

昨年の出生数で全額補助でも約40万円です。割引にしても割引のクーポン券のようなものがあれば、母親も受診しやすくなるのではないのでしょうか。再度、町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご提言いただいているようなことであれば、それを踏まえてですが、なお、京都府の動向、あるいは新生児聴覚検査を実施されます医療機関の実施状況等を見ながら検討してまいるといふことであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ぜひとも前向きに検討していただきまして、よろしく申し上げます。

2番目に、次、行きます。

産後ケア対策について、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点からも、産後ケア対策の重要性が指摘されています。

産後ケアとは、助産師ら専門家による母体・乳児のケアや育児相談、指導などが受けられるサービスです。施設への宿泊や日帰り利用、自宅訪問型などの形態があります。

平成26年12月の一般質問では、保健師が産前産後ケア専門員の研修に参加しており、専門的知識を習得し、支援体制の構築を図ると答弁されていましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府において、妊娠から子育てまでの包括支援対策事業の中心的な役割を担う産前産後ケア専門員の養成が行われております。町からは保健師3名を含む4名の職員が受講しております。

現在は、妊娠や育児不安に対する相談支援を関係機関と連携しながら実施しておりますが、平成31年度末までに、妊娠から育児まで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が市町村に求められておりまして、今後、設置に向けて調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 平成31年度末までに、子育て世代包括支援センターの設置を目標とされているということで、また前向きに進めていただきたいと思います。

また、時代とともに家庭や地域のあり方が変化する中で、妊娠、出産、子育てと切れ目なく親を支える仕組みが極めて大切になっています。この出産してから1カ月間が母子にとって大変苦勞する期間であります。

私事ですが、母親である娘が助産院へ行って、専門的なケアを受けたことを思い出します。私も悩んでいる娘の話の聞いたり、泣いている赤ちゃんを抱っこしたりぐらいはできても、専門的なケアはわからないし、できませんでした。

昨年5月、法律で日本版ネウボラを位置づける児童福祉法等が改正されました。今回の見直しでは、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うために、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進などの措置が講じられますとありました。

また、改正法の主な内容の一つに、児童虐待の発生予防、母子健康包括支援センターの設置等を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援などを行い、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見、低減とうたわれています。

町長の施政方針の中でも、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指して、発達支援事業の充実を初め、児童虐待の未然防止を図るための専門職員を配置し、子育て支援機関との連携強化に努めるなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施すると提言されました。

親を支える大切な仕組み、産後ケア事業の実施について、今も申されました平成31年度には、ぜひ事業展開に向けていただきたいと思いますと考えますが、再度、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私が申し述べたのは、子育て世代包括支援センターというふうに表現しましたが、お母さんを含んで母子という表現をなさっているので、多分そこが気がかりなんだと思います。そうしたお母さんも含んだ子育て世代包括支援センターを、今申しましたとおり、平成31年末までに設置するという決意であります。

津田子育て支援課長に、今いっぱい言ってもらったし、思いを述べてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 津田子育て支援課長。

○子育て支援課長（津田知美君） 虐待の未然防止については、妊娠期、また出産後、子育て期のお母さま方への相談支援が必要かと思っております。育児困難を抱える方、不安等を抱える妊産婦の方に対しては、今後、個別の支援計画等を作成しまして、支援をする専門員と訪問支援をする支援員さん等の養成をしながら皆様方の子育てを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次、行きます。

国保事業について、京丹波町国民健康保険健康優良世帯表彰規程の制定目的と表彰基準を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町国民健康保険優良世帯表彰規程ですが、制定目的は、被保険者の所属する世帯のうち健康な家庭づくりに貢献された方を表彰することにより、健康の保持増進に向けて住民の意識高揚を図り、もって本町の行う国民健康保険事業の円滑な運営に期することを目的としております。

表彰基準につきましては、3年以上継続して国民健康保険に加入されており、国民健康保険税の滞納もなく、また、3年間継続して無受診で、人間ドック補助金の給付も受けておられない世帯を対象としております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 平成26年度以前の表彰基準が現在の基準に変更された項目と変更の意義をお伺いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度以前の表彰基準では、前年度1年間無受診で国民健康保険税を完納している世帯に対し3,000円の商品券を贈呈してございましたが、世帯数が多く、表彰の意義や効果を高めるためにも無受診期間を3年に延ばし、商品券の金額を1万円に変更させていただきました。

また、国民健康保険事業の健全な運営の観点から、人間ドック補助金の給付を受けている世帯につきましても、保険給付と同様の扱いとし、対象外とさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、説明していただきました。

国保補助金に関しては、今言われました人間ドック健康診断補助金交付要綱に規定されています趣旨としては、健康管理を疾病予防の目的をもって補助金を交付されています。

片や、今の優良世帯表彰規程では、同じ人間ドックの給付を受けていない世帯であることとされていますことに私は強い違和感を感じますが、その点どういう考えなのか、担当課にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今、議員さんが申された件でございますが、本町では、ご案内のとおり、人間ドックに代わる事業といたしまして、特定健診でありますとか基本健診などを毎年無料で実施しております。そういったこともありますし、また、先ほど町長の答弁にもありましたように、保険給付と同様に保険者が7割を負担しておるということもありまして、人間ドック補助金の給付を受けている世帯につきましても、対象外としているというように考えておりますし、そういう取り扱いに変更してきたという経過がございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 国保の人間ドック補助金の給付を受けていない世帯とされたことが、これまでは片方には補助金で健康診断の補助金を交付されて、健康管理と疾病予防の目的をもってされている。それにつけて、人間ドックの補助金の給付を受けていない世帯と特定されるのが、私にはとても納得いきませんし、ここで愛媛県西条市の表彰事例を紹介します。

愛媛県西条市では、表彰の要件が変わりました。1つ目は、1年間、被保険者全員が保険診療を受けなかった世帯。2つ目には、この1年間の期間で、40歳以上の被保険者（特定健康診査の対象者）がいるときは、対象者全員が特定健康検査または国保人間ドックを受けた世帯。3番目に、国民健康保険税を完納している世帯とこの3項目目。この2項目目がドックを受けた世帯とわざわざつけられました。平成29年度からです。

どうして要件が変わったのかというと、医療を受けていない方の中には、生活習慣病予備軍の方や重い病気にかかっている方がいる可能性があります。病気の発見が遅れ、重症化すると、高額な医療費が必要になる上、生活の質が著しく落ちてしまいます。健康な生活を継続し、医療費を削減するためにも、特定健康診査または国保人間ドックの受診は本当に大切です。西条市では、特定健康診査の受診率向上への動機づけや、健康な生活の持続・医療費

削減の先行投資として、表彰の要件に、「特定健康検査または国保人間ドックの受診」を追加しましたとありました。

本町においても、この特定健康診査または国保人間ドックの受診をしているものと基準につけ加えるべきと考えますが、どうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 森田議員さんが今おっしゃったような考え方もありますので、前の規程と今度の規程と白紙に戻して、きちっと協議したいなという思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ぜひそうしていただきたいし、もしも、私が提案させていただきました基準につけ加えることができないのであれば、私は、表彰事業を廃止して、平成29年度表彰予算40万円がつけられておりましたが、それを予防検診に使っていただきたいと考えます。今後の検討に期待をしておりますので、よろしく願い申し上げます。

次、行かせていただきます。

最後に、ヘルプカードマークについて。障害や難病などを抱えた人が必要な支援をあらかじめ記載し、緊急時や災害時に提示することで、周囲の配慮や手助けを求めやすくするヘルプマーク。このヘルプマークを普及事業に取り組む動きが全国の自治体に広がりつつあります。事業の内容と本町の取り組み状況、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府では、平成28年4月から義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、そして妊娠初期の方など、外見からはわからない方が援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを作成しまして、市町村を初め関係機関とともに普及に取り組んでおられます。

本町におきましては、保健福祉課及び丹波・和知地域保健福祉室に設置しまして、必要とされる方に配付していますとともに、広報「お知らせ版」への掲載を初めポスター掲示、さらには会議や講座等でのヘルプマークの紹介などを行っているところであります。引き続き、より多くの皆様にヘルプマークのことを知っていただけるよう、京都府と協働し、普及啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、丁寧にお答えいただきました。そのとおりの大事なマークであり

ます。

ある子どもさんがお母さんに、「あれは何」と聞かれたときに、お母さんが答えられなかったことがあったそうです。

こういったマークをつけておられる方は、自分からは手助けを求められないから、こうしてカードをつけて求めているというマークでありますので、町民の皆さんへの周知が本当に大切だと思います。今も周知に徹底すると言われておりましたが、また、学校に関しても、教育関係にしても、1回言ったらすぐわかると思いますので、周知徹底にご尽力いただきますことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時32分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 改めまして皆さんおはようございます。

私からも今回の豪雪による被害に遭われた方々にお見舞いを申しますとともに、早い復旧を願っております。

それでは、ただいまから平成29年第1回定例議会におきまして、通告書に従い町長と教育長にお尋ねをいたします。

まず、1点目には、まちづくりについて、町長並びに教育長にお尋ねをいたします。

一つには、雪害対策についてであります。今回、多くの議員からも質問がありましたように、30年ぶりとも言われる大雪で、多方面に大きな影響を及ぼしました。

京丹波町における過去の災害状況を見ますと、台風や集中豪雨による風水害が多く、雪害は、京丹波町地域防災計画の資料によりますと、和知地区で60センチを超える豪雪が6回ほど記録され、中には、昭和59年2月、仏主で1.5メートルの積雪量を記録しております。

今回の大雪からも、改めて雪害対策への対応の見直しが求められるのではないのでしょうか。特に、周辺部でのひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、玄関先から生活道路までの除雪が進まず、おうちから出ることさえできなかった方も多くおられました。

そこで、次の点について町長にお尋ねをいたします。

こうした高齢者世帯やひとり親家庭世帯など、民生委員さんを通じて把握はされているかとは思いますが、実態はどうであったのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1月15日に民生児童委員さんから地域の気になる高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯、障害者世帯等に声かけをしていただいたところであります。

民生児童委員さんの中には、状況に応じて雪かきをお世話になったケースもございます。

また、民生児童委員さんなどからの相談を受けまして、緊急性のある場所等には保健福祉課及び社会福祉協議会の職員で雪かき等を行ったこともございます。

さらに、介護サービス事業所等におかれましても、必要に応じて利用者の自宅までの雪かき等を対応いただいたとお聞きしております。

今後は、各集落の現状を把握するとともに、協力体制の強化や支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま民生委員さんから、それぞれ声かけをされたり、また、中には雪かきをされたりと。そして、保健福祉課、社協等の職員さんからも雪かき等をお世話になったということではありますが、自治会のない団地がありますね、住民の。そういったところにもやはり民生委員さんの聞き取りというのは行われたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれ民生委員さんの中で気になるところを聞いていただくというような形で、団地のほうにも聞いていただいている場合もあるようには聞いておりますし、ちょっと件数までは把握しておりませんが、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 私の聞くところでは聞いていない方もおられましたので。ある方は、灯油がなくなったと。それと、病院に行きたいんですけども、車はもちろん出ないし、燃料もなくて寒いですといったことがありまして、直接、保健福祉課のほうに電話をされて、保健師さん等が来ていただいたというようなこともお聞きいたしております。やはり民生委員さんそれぞれ各地区お願いをされてはおるわけですが、なかなか自治会のない団地というのが把握できていない部分も多くあったかと思うので、今後の課題ではないかと考えますが、

その点もう一度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 今回の大雪を受けまして、また検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ぜひ検討していただきますようお願いいたしますとともに、特に16日は月曜日ということでもありまして、病院へ行く予定の方も多くあったかと思えます。持病を抱えておられる高齢者もおられることから、いつ発作が起きて、また救急車を呼ばなければいけない事態ももちろん想定をされております。しかし、今回の大雪に伴いまして、なかなか業者もそこまで雪で行けなかったということも、今回、大変大きな課題になったのではないかと思うのですけれども、そういったときにすぐ対応できるというのは地元の住民であります。今後、ますます過疎や高齢化が進んでいくことから、町独自の支援強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今回の大雪を教訓に除雪計画の見直しや委託の見直し等が必要と考えておりますが、同時期に一斉に除雪することは困難だというふうに考えておりますので、特に主要な幹線道路やバス路線、通学路以外の道路につきましては、除雪時期が遅くなるということも想定されますので、地元集落の状況を把握した上で、集落と一体となって体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 新聞の報道にもありました。南丹市では、ボランティアを募って高齢者宅への雪かき支援の取り組みがされたと新聞報道にありました。また、南丹市高齢者等除雪対策事業実施要綱を南丹市では制定をいたしまして、委託業者の登録と民生委員の意見等をつけての除雪希望者の申請を受けるといった除雪対策事業を実施されております。本町もこういったことを検討する考えはないのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課が答弁しておりますとおり、そういうことも含んで協議するということであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 2つには、公共施設の改修について、町長にお尋ねをいたします。

公共施設は、災害時の避難所はもちろん、多くの住民が集まるイベント等にも使用をされております。毎年恒例であります町の駅伝大会では、開会式、閉会式、休憩や待機場所として山村開発センターみずほで行われ、その際、おにぎりや温かい豚汁を選手や大会に携わっている役員に提供をいたしております。

しかし、山村開発センターは、35年を経過をしております、調理室は当時のままの設備で足元を配管が通り、つまづかないか注意をしながら調理をいたしております。給湯機は家庭用の給湯器が1台だけで、6台ある水道の蛇口からは今はお湯が出ません。また、ガス器具も2口コンロが6台ありますが、大きな鍋を据えれば1つは使えないため効率が悪く、大は小を兼ねると言われますように、6台のうち3台くらいは大きなコンロを添えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部、答弁になります。

災害時の避難施設となります公共施設は、それぞれの管理者等において、適切に維持管理されていると考えております。

災害時には、発災当初から炊き出し施設の設備も活用しますが、それだけでは十分でない場合も考えられますので、備蓄しておりますアルファ化米や乾パンなどで初期対応することも踏まえて計画しているということでもあります。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議員ご指摘のとおり、山村開発センターの調理室については調理台やシンクについて、温水器の故障により給湯不可となっておりますことについては承知しております。近年の山村開発センター調理室の利用は、年間数回にとどまり、利用者からの要望も寄せられていなかったことから、修繕を見送ってきた経過もございますが、議員ご指摘のとおり、桧山地区住民の第二次避難場所に指定されている施設でもありますので、設備の改修を見据えて検討をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ぜひ検討をしていただくとともに、毎年行われていることもありますので、大変、それも1月ということで、今、家庭でお湯が出るのが当たり前になっております。そういったところに冷たい水道で洗わなければならないということを実際に携わった者として意見を申し上げたいと思います。

炊き出し施設の設備の状況なんですけれども、本町では17施設挙げられております。そ

の他の施設も点検するべきではないかと思いますが、これまでそういった点検はされたことがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 主には災害時の避難場所として、公共施設等を避難所に指定をしているところがございます。施設の保有しております機材等の状況等につきましては、把握をしているところですが、その稼働状況といったものの細部にわたっての確認というのは、全てできているという状況にはございません。今後におきましても、当然、避難所等ということで施設の活用をしていきますので、その点につきましてもしっかりと状況の把握を行い、適切に管理がなされるように対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長から答弁をいただきましたように、私の近くでも炊き出し施設の炊飯能力とか、炊き出し人数とか、いろいろこうして書いてありますが、果たしてこれでやれるのかなというところも施設があります。やはり災害時というのは、このたびの雪ではないですけれども、いつ起こるかわからないというのが災害でありますので、いつでも対応できる施設として点検をするべきであることを申し上げておきます。

それでは、2つには、子どもの貧困対策と子育て支援についてお伺いをいたします。

今、6人に1人が貧困状態に置かれている子どもたちの現状は、親の働き方による非正規雇用の増や低賃金労働者の増加によって、国民の所得が全体として低下することで、ますます拡大してきているのであります。生活の安定も子どもと向き合うゆとりのない社会をつくり出したことは、政治の大きな責任であります。日本の子どもの貧困率は16.3%であります。先進国20カ国中、日本は何番目に位置していると思われませんか、町長にお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 通告がなかったのですが、国を20挙げはったん。多分、19か18ぐらいと違いますか。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 教育長にも同じことをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、町長がお答えしていただいた、私も正確な数字は把握していませんが、それぐらいではないかと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 19番目ということは、これ、貧困率の高さなんですよ。16.3%というのが20カ国のうちのどのくらいにおるのかと。これは、多分、いろんなことでも示されていると思います。日本は4番目なんです。大変残念なことであります。スウェーデンやイギリス、フランスなどでは、子どもの関連予算は日本の3倍以上を充てているとも、これは参考でもありますが申し述べておきます。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

義務教育は、無償などと定めた条文があります。憲法では第26条、十分ご承知かと思えます。また、教育基本法では第4条、学校教育法第19条、それぞれこういった義務教育は無償ということの関連した条文が定めてありますが、このような憲法第26条や学校教育法の条文に対して、教育長は熟知されておられるとは思いますが、義務教育は無償ということについての教育長の見解をお伺いしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 憲法におきまして、全ての国民にひとしく教育を保障すると。これはご承知のように、社会権の一つとして教育が個人の人格の完成、そしてまた社会人として将来自立をして、安定した生活を営む、そういう根拠としてこの法において義務教育無償という考え方が示されていると。そんなふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ありがとうございます。

さすが教育長でございまして、しっかりとやはりこういった経済的理由によっても、やはり就学困難、そして認められる子どもたちに対して、市町村は必要な援助は与えなければならないといったことが載っております。

そこで、小中学校の給食費の無償化について、教育長にお伺いしたいと思えます。

篠塚議員からも質問が出されました。私からもお伺いしたいと思えます。

公立小学校や中学校の給食費保護者負担を全額補助して無償にする市町村が55市町村あります。このうち9割がこの6年間で無償にしており、京都府では、伊根町が平成27年度から実施をされております。

また、中には、全額でなくても一部補助する市町村が362あります。

子どもの貧困対策として、義務教育はこれを無償とするこのことから、給食費無償化する考えはございませんかお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） さきに同様のご質問をいただきましたが、現時点におきましては、学校給食の無償化については、検討課題とはしておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、答弁が、まあ、そうかなという想像の答弁はしていました。確かに検討する課題でもないと言われると思うんですけれども、先ほど私言いました一部補助する市町村が362あります。その一部補助というのも半額を補助するとか、多子世帯への補助をするとか、そういったこともされておられます。全額と言わずして、やはりこういった補助をする考えはございませんか、再度お伺いしたいのと。多子世帯というのは、大体、子どもさんは何人から多子世帯と言われるのかな。2人か、3人か、そこら辺が少しわかりませんので、多子世帯とは、何人子どもさんが一家庭の中におられるということなのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 同様に段階的なのというのか、部分的なのというお考えでもありますが、先ほど義務教育無償の観点からというご質問でありましたが、現時点で学校給食については、他面では学校給食法という法で、学校の給食の施設設備、あるいは運営に関しては学校設置者たる市町村の費用をもって充てると。それ以外の経費は保護者負担とするということでありますので、現時点の法的な根拠整理をしますと、学校給食の保護者負担は、給食費無償には現時点ではなっていないというのが我々の考え方であり、その中で多くの市町村が学校給食の無償及び一部補助を実施されるのは、義務教育の無償という観点よりも、むしろ少子化に対する子育て支援の観点から現時点ではなされているのではないかなと考えておりますので、我々がもし現時点で検討するとすれば、そういう観点からどうかという検討の課題になるかと考えています。

また、多子家庭については、本町ではさまざまな施策では3人というのをこれまで検討をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、教育長が言っていただきました学校給食法にのっつては、やはり施設等であり、それぞれの保護者負担というものは、義務教育の無償には少し当てはまらないというような考えだと思います。先ほど、教育長、言っていただきました。やはり少子化対策、これも学校を維持するためにも、子どもたち1人でも2人でも増えていただきたい

いというのはどこでも一緒だと思いますので、ぜひそういった方面で考えられるのであれば、そういった一部補助、そして多子世帯への補助、そういったことを今後の検討課題として、これも前進していただくことを願っております。

次に、就学援助の支給時期の前倒しについて、教育長にお伺いいたします。

山崎議員からも質問がありましたが、私も昨年の9月議会で質問をいたしました際、教育長は、事務手続上の問題と先進地域との課題、どんなことが可能なのか調査研究し、考えてみたいとの答弁でありました。調査研究、そして課題はどうでありましたか。お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 就学援助金の取り扱いにつきましては、町においては、就学援助に関する規則、その取り扱い規則において定めております。認定に当たっては、基礎となる町・府民税が決定される時期との関連もありまして、そうした事務手続上の課題から、現時点では、最初の支給日を7月としております。この間、検討してまいりましたのは、こうした制度上の問題をどうクリアするのかということや、これまでも幾つかご質問いただきましたそれまでの貸し付けのようなものが可能かどうか、一部そんな検討もしてみたのですが、残念ながら現時点においては、適切な方法を見出せていないというのが現在の私どもの研究課題というのか、検討した状況であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま答弁いただきましたように、制度上の問題、また貸し付け等のそういった検討もしていただいたが、決定までは行かなかったということではありますが、昨年の9月のときに、就学援助の支給を受ける児童生徒、小中合わせてどのぐらいですかということをお聞きしました。平成25年で11.2%、平成26年で11.4%、平成27年で14.8%、昨年の9月時点で15%といったことを次長からも報告を受けましたが、これを見ましても確実に増えてきている。増えてきているということは、やはり生活困窮者が増えてきていると言えるのではないかと思うのですけれども、先般の山崎議員の一般質問でもありましたように、小中学生への進入学の入学準備金を入学前に支給する自治体が80市町村と増えてきております。このように実施している市町村が現にあるということです。ということは、できないはずはないのではないかと私は思います。厳しいことを言えば、行政側の体制の問題ではないかと考えますが、その辺をお伺いします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川島勇人君） 前倒しで支給されている市町村のことを調べたところ、所得とかの基準につきましては、前々年度のものを採用して決定しているというようなことがあったと思います。当町については、前年度の所得ということで算定しているわけでございますけれども、基準を前年度にするということにしていますので、先ほど教育長が答えましたように、7月が最短というようなことになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） そういった所得の基準というか、所得が決まらないと認定ができないんですけども、ほかのところを調べていただいた結果、前々年度をしているということで、先ほども規則において本町では定めているからということではありますが、その規則を変えることはできないのかどうか、その点をお伺いしたと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この間、さまざまな議会でもこの件についてはご質問をいただきますし、先ほど次長が答えましたように、我々もどんなことが可能なのか、さきの質問でも同様にお答えさせていただいたように、一般論としては入学に当たって、その準備のときに必要な支援が行われることは、これは一般論としては望ましいことであると私も認識しております。先ほどの事務手続上というのか、規則上、そういう課題を我々も今認識をしていますので、どんなことが可能なのか、幾つかそれ以外にもクリアすべき条件もあるなというふうには今検討もしていますので、それらを総合的に検討をしていきたいというのが現時点での我々の到達点であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 十分、教育長が答弁していただいたように、やはり前向きには検討をしていただくということを理解させていただく上で、山崎議員がおっしゃっておられました学童保育を利用した場合の保護者負担金の支払いが、第1回目が4月末だということをお聞きいたしまして、就学とは違うのかなと思ったんですよね。学童保育の負担額の算定のあれを見せていただいたら階層区分がありましてね。AからFまであります。もちろん生活保護はゼロ円。2,000円、3,000円、5,000円、7,000円、1万円と。やはりこのようにありまして、4月に前年度の所得で決めるのか、私はちょっとわからないんですけど、町民税が就学援助では6月に確定するから、それからでないとならば7月に払えないということなので、この学童保育は前年度の所得で決めたとすれば、もし、申告されて6月に決

定した場合、差額が多くなるか減るのかわかりませんが、その差額が出たときは、それほどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 現在はそのままで1年間お世話になっております。4月分からいただいております。それと、所得については、直近でわかるもので算定しております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、答弁をいただきましたが、ひっくり返せば、就学援助もそのようにはできないのかと考えるわけですが、再度その点だけお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどお答えをさせていただきましたように、総合的に検討判断するというところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 予算も関係することから、町長にお伺いしたいと思います。

伊根町では、子育て世代を応援することを最優先に、給食費や教材費、修学旅行費など義務教育に係る費用を無償に、そして、医療費についても高校卒業まで無料にしております。平成26年に施行されました子どもの貧困対策法では、貧困対策は自治体の責務と明記もされております。子育て支援として給食費の段階的な無償化、例えば一部補助とか、先ほど教育長に質問をさせていただきましたが、一部補助をするとか、多子世帯への補助をするとか、それと就学援助の支給時期の見直しをするとか、そういった考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 伊根町のことがよく出ているのですけど。

（坂本委員の発言あり）

○町長（寺尾豊爾君） 知ってるんです。あそこ、財政が物すごく豊かでね。財政特別債かいな。あの町だけが発行していないんです。それほどに豊かな町であることは事実です、そういうにははっきり言っていますので。よその町のことはさておき、今、教育長と川畷次長がずっとお答えしているとおり、子育て支援的には私がある程度意見を述べて、そして取りまとめできるんですけど、教育委員会的には伺いを伺うだけです。もらうほうは4月からもらって、払うほうは7月というのは、昔ならかばんを買うとか服を買うといたら近所に商店があって、言葉で言うたら就学援助のお金が入るので、それまで待つといてえなという

ような社会だったと思うんですね。その辺の社会が変わったと。現金で買いに行かないときれいな店で売ってくれはらへんもんね。そういうことを踏まえて検討をするのかなというふうに聞かせてもらいました。いずれにしても、子育てとか教育については、伊根町と同じように大事だと私も思っております。ただ、いつも厳しい指摘を受けているので、財政については慎重に、また傍らあるべきだというふうにも思っております。教育長、次長と一緒に、あるいは子育ての津田課長と一緒に、前向きに取り組みたいです。そういう思いがあることは申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃっていただいた学童保育の件の保護者負担のこと、私が言いたかったこと、もらうものは早くもらって、払うことが後というのは、今町長がおっしゃいました。先ほども言いましたが、こういった就学援助にしても、給食費にしても、全国的に広がってきていることでもあります。先ほど数値で言いましたが、やはり自治体によってこういった格差が広がっているということも現実であるわけですから、やはり国の責任で無償化にするということも、町長、求めていく考えはないか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう問題については、町村会を通してしっかりと求めていきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、2点目に、教育問題について教育長にお伺いします。

今回の大雪で、府内の小中学校で休校が相次ぎました。本町においても5日間の臨時休校となりましたが、除雪に時間を要したり、道路への倒木などで町営バスが運休したためであります。休校は教育委員会において判断されたのかどうかお伺いしたい。大雪警報が出される中で、なかなか判断には苦慮されたかとは思いますが、南丹市では、各学校長の判断で、全校休校ではなかったとのようなこともお聞きいたしました。その辺の判断をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 気象警報等に対応した休校の対応については、本町においては、原則教育委員会で行っております。本町では、警報発令という状況を踏まえ、児童生徒の安全

を第一とする観点から、午前6時の段階で気象警報が発令されている場合は、休校措置とするということとしております。なお、1月16日、17日については、警報が日曜日の段階で解除されておりましたが、通学路の状況、学校周辺の積雪状況など登校することが極めて困難な状況にあると判断をし、休校としたところであります。なお、南丹市のことが今出ましたが、南丹市においては、学校ごとの判断ということでありますので、我々が承知しているのは、日吉町、八木町は休校となり、美山町、旧園部町は登校したということであります。以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 一番子どもの安全が大事でありますので、別に大雪警報等が出ているのに無理して、帰るときに何かあったらあかんということは重々わかります。結果的にはよかったかなと思ったりもするわけですが、先ほどおっしゃった南丹市では、バス通学の子たちもおったということで、そこはちょっと遅れてでも行ったということもお聞きいたしました。なぜこれを聞くかといいますと、学童保育の関係でも休みとなりましたが、保護者の中にはなかなか会社が休めないという保護者もおられまして、子どもたちだけで留守番をさせたといったこともあったのではないかと思います。その辺の実態は把握をされているかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 学童保育につきましては、確かに保護者の方は働きに出られておるということで、その間、児童の方につきましてもお家でということになりました。学童保育の場所そのものの除雪というのかなり時間がかかったような状況もありまして、休みとさせていただいたところであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 十分それはわかっているんです。ただ、お留守番を子どもたちだけでしたというご家庭がどのぐらいあったかというようなことも承知されたかどうか、それだけちょっとお伺いしたかったんです。やはりこういった冬場でありますので、ストーブ等を使ったりすると思うので、親御さんは大変心配を、仕事に行っておられてもそういったことの心配もされておられますのでね。やはりどれだけの子どもさんが、学童保育に来ているのかは十分把握はされておりますので、何十人かそういった、校区ごとに、1組、2組、3組ありますが、それぞれで把握ができているかどうか、その点をお伺いしているんですけど、もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川島勇人君） 具体例といいますか、それぞれをどれだけという数は把握しておりません。ただ、お家の方がわざわざ仕事を休まれてというようなことの実態があったことは把握しております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） やはりやむを得ず働かないと。今休んでは、金銭面もそうですけれども、特にパートとかそういった場合は大変厳しいので、休めずに行かれる方もありますので、やはりそこら辺もしっかりと把握して、そのことによって今後こういったことも想定されますので、生かしていただくことを前もって想定して、対応をきちっとしていただきたいことをもう一度お願いしておきます。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 休校措置の間の学童保育については、議員がご指摘いただいているような、保護者の利便に立てばそういうことになるだろうと思いますし、また十分理解できております。他面では、学童保育を設置する運営する者としては、子どもがきちっと安全に来てもらえるのかという、もう一面ではそこをしっかりと担保しないと、安全性を確保できないままお預かりするということについても、これは検討すべき他面ではあるなど。したがって、そういう面では総合的にどうなのか検証する必要があるかなと感じました。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） また、休校による授業時間の確保について、先般、山下議員からご質問がありましたが、お伺いしたいと思います。遅れた授業日数の取り戻しは、子どもたちはもちろん大変ですし、また先生方も大変ではないかと思えます。終業式もあとわずかなってまいりますので、そういった授業状況等を把握されておられましたらお伺いしたいとともに、先生の意見等もお聞きしておられましたらお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 授業時数は、学習指導要領において、全国的な一定水準を確保する意味から、最小必要限度の授業日数が規定されております。本町におきましては、各小中学校それぞれ独自の教育課程を組んでおりますので、その教育課程の中にこうした事態に備えての予備時数というのを持っております。学校によって若干程度の差がありますが、30時間前後の予備時数をもっております。今回、5日間でありますので、高学年でいきますと、今回の月・火でありましたので、6時間授業で30時間に回復すべき時数に相当します。したがって、この予備時数、しかしそれだけではほかにも使っておりますので、新たに土曜日

を授業に振り替える。あるいは6時間のところを7時間にする。水曜日午前のところを午後にする。こうしたさまざまな工夫によりまして指導要領が定めた時数については回復することができる。そういう計画を各校が立て、それに従って、今、順次、実施をしているところであります。

また、教職員につきましては、今申し上げました、そもそも学習指導要領が何のために定められているかということについては、教職員は十分理解はしておりますので、今回の豪雪による休校については、学校全体の中で、回復措置については学校ごとに全体で確認していますので、教職員もその趣旨を十分理解し、回復に努力してもらってるものと理解しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、3点目に、施政方針について、町長にお伺いをいたします。

1つには、交通対策の強化として、高齢者ドライバーによる交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、運転免許証自主返納制度を導入し、運転免許証を自主返納をした高齢者等に対して、路線バス利用券を交付するとしておられますが、詳細をお伺いしたいと思います。

また、この制度の促進につなげるためにも、利用しやすいバス運行が求められますがどうでしょうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高齢者の運転免許証自主返納等支援事業につきましては、自動車やバイクにかわる交通手段として町営バスやJRバス利用への誘導を図り、高齢者の運転による交通事故を未然に防止するために実施するものであります。

支援の対象者は、本町に住民登録されている満65歳以上の方で、平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方、及び免許証の更新を受けずに免許を失効された方となります。

支援の内容ですが、申請があり支援を決定した方に対しまして、町営バス全線、JRバス園福線で利用できる路線バス利用券1万円分を交付するものであります。

また、この制度とあわせまして、町営バスにおきましては、他の公共交通と連携して、それぞれの役割を果たす中で、利用しやすい公共交通となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま答弁をいただきまして、私も12月議会で、自主返納の制度を利用した高齢者に対して何か特典を出すべきではないかということも提案させていただきました。そのときには今考えてますということで、今回の3月議会で提案をされてきたわけではありますが、このバス利用券というのは金券なのかどうなのかというのを一つはお伺いしたいのと。町内に急に出かけないといけないとか、緊急性があるときにタクシーを呼びたいとか、そういったときにはそれは使えないのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） バス利用券につきましては、回数券のような感じを考えていただいたらよろしいかと思えます。1枚100円の100枚分で利用していただくと。スタートは、JRバスと町営バスを対象にしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 回数券であるということではありますが、これ、もし、余ったとしますね。利用期限というのは、ちゃんと定めているのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、確かに免許を返納しましたよと。そういった証明みたいなものも付けるようになっているのかどうか、その中身はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 期限につきましては、本町の場合は、2年というふうに定めております。したがって、2年を越えますと、無効になるということでございます。

それから、必要な書類でございますが、本町の特徴は、近隣では免許を自主返納された方のみというふうになっておりますが、本町の場合は、更新の日を迎えて、免許更新をせずに失効させた方も対象にさせていただくこととしております。免許の期限を自主返納する、周りの勧めもあったりして、やめとくわという方もいらっしゃると思いますので、そういった方も対象にさせていただくということで予定しております。

自主返納の場合は、「申請による運転免許の取消通知書」というのが発行されますので、それを付けていただく。失効した免許を返されるまでに免許の写しを付けてもらうとか、また、それができない場合は、職員が聞き取りと事実確認をした上で決定をさせていただきたいということにしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 余りしつこく聞きたくないのですが、今、利用期限が2年間ということでもあります。これは1年間に1万円ということに理解していいんでしょうか。もし、1年間で1万円では足らなかったという方とか、残った場合は期限は2年間なので、2年間に使ったらいいんでしょうけれども、もし、再々出る方で、1年間に1万円以上使ったとされた場合、また次の1年になるまで待つということなのかどうか、ちょっとその辺の理解がわからないのでお願いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この制度につきましては、まず1万円分でバス利用のきっかけをつくっていただくということで、1万円分1回限りということになっております。2年の間に使って利用していただくということでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、2つには、活力あるまちづくりの中で、美しい田園や里山の景観を住民の皆さんと再発見し、守り育てることで「住んでみたい、住み続けたいふるさと京丹波」をつくっていくとしてありますが、具体的な事業内容と計画をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町には、和知地区を流れます由良川の河岸段丘を初めとします自然豊かな風景、あるいは先人が守り育ててきた風土など、どこか懐かしい「ふるさと」の原風景が町内各所に広がっております。一方、日々生活をしている中で、この環境がもたらす空気、あるいは四季の移り変わりの中で育まれております安心安全な食材など、暮らしの豊かさを体験できることへの感謝の気づきが少なくなっていると感じております。

そうしたことで、平成27年度に実施した町内の中高生アンケートで、その世代の多くが都市部での生活に憧れ、この地域を離れたいと思う生徒が多くありました。その一方で、地域の行事や体験を通じて、地域のつながりが本町の魅力であると考えた生徒も多くありました。京丹波町での暮らしが将来にわたって持続し、守り続けられることができるよう、この地域の原風景や地域特性を再発掘し、町民の皆さんと一緒に作り上げていくために、戦略イメージづくりに取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） そしたら、具体的にこういうことをいつ、何をするとか、事業内容

とか計画というのは立てられていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この件につきましては、ふるさと原風景戦略イメージということで、それをつくっていかうということで、まず町内現況調査を、先ほどもありましたように、由良川の河岸段丘などふるさとの原風景、本町の地域資源としてふるさとの原風景がかなりあるというふうに思っております。そういったものを洗い出しをいたしまして、戦略イメージをつくり、地域住民の皆さんと一緒に共通認識を図っていかう。それから、次に町外へ発信していくということで考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長から答弁がありました。現況調査をしてということですが、これは企画政策課がするわけでありませうか。それとも、改めてこういった方を募集してするのかどうか、その点お願いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 担当課は企画政策課でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） これで、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） 2番、東です。

それでは、平成29年第1回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、まちづくりについてであります。

まちづくりについて1点目、今回の大雪による農業用施設等の被害と支援対策及び除雪対応について伺います。

1月14日からの大雪は、農業施設に大きな被害を与えました。府下でも、特に福知山市、南丹市、京丹波町、この3町がほかの自治体とは比べようがないほど大きな被害を受けました。被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

先日の一般質問で同様の質問がされておりますので、それを踏まえての質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

被害状況につきましては、先日、農業用施設7,730万1,000円、農作物については250万3,000円と答弁がありました。

2月7日、私たち日本共産党府会議員団、町会議員団は、大雪による被害状況把握のため農家を訪問させていただき、また現地調査をいたしました。現地や作業場などで実情をお聞きしたところであります。80歳を超えた方も、あと3年ほどは頑張りたい。復旧したいので支援してほしい。ハウスを2年前に建てて、今返済中である。雪が溶けなければ撤去もできない。余りにも大きい被害を受けたので負担が大変などの声をお聞きし、また、倒壊したハウスの中には、出荷待ちの農作物、あるいは種をまいた後の状況で、壊れたハウスの甚大な被害を目の当たりにしたところであります。

また、支柱を設置しに行ったとか、大雪の夜、ストーブをかき集めて夜通しハウスの加温に努めた。補強など全力最善を尽くしたが倒壊したなど、そうした深刻な声もお聞きをいたしました。

寺尾町長にも面談をさせていただき、町長からはどんなことでも相談してほしい。大きな被害が出ており、町としては激甚災害として対応するよう指示しているなどの説明もありました。こうした声を国や府に申し入れさせていただいてきたところであります。

ところで、大雪被害に対する農家支援として、京都府が全壊、大破、中破したパイプハウスの再建撤去費に50%の補助を行い、町が独自に40%を上限に上乘せを行うということになりました。また、府の対象外である小破のパイプハウスや農業用倉庫も町独自で40%支援を実施するということが決定していただいております。この支援は、農家にとって大きな支えとなります。被災された農家の皆さんが全て再建できるようにきめ細かな対応をお願いするものであります。

そこで町長にお伺いいたします。

この支援を受けるには、再建が条件になっておりますことから、再建に関する意向調査をされましたけれども、結果について、まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府並びに本町における農業用パイプハウスの復旧支援を受ける場合は、ハウスの再建を条件とし、さらに、今後、再建するハウスは耐雪型のものとすることや、農業共済への加入も義務づけられているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまのご質問でございますけれども、調査をさせていただきまして、日々、内容のほうは若干変わっておるわけではございますけれども、最新の状況でいきますと、被災された方が153人おられまして、そのうち大体63%でございます111人の方が再建するという意向を示されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 再建ということではありますが、今、とりあえず、ビニールの撤去作業をされている方があります。この廃棄のビニール等の処分費についてはどうなっているのか。また、府は、ビニール等の被覆資材、こうしたものは対象外としておりますけれども、町独自で支援を行うことになっていたのかどうかお聞きをしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、事業でございますけれども、再建撤去に係る費用についてですけれども、再建をされる方については撤去費用も補助の対象となっておりますというところでございます。

また、府の事業の対象とならない小破、特にビニールが破れたもの、それからパイプハウスの30%以内が被害に遭われた方については、町の事業のほうで対応をさせていただくというようなことになっております。ビニールの処分費につきましても、再建される方については補助の対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それで、廃業ビニール等の処分費は撤去費用に入るということであります。今、作業をされておりますけれども、ビニールの後始末という費用は見ていただけるということですが、処分する場所とかそういうものはどこへ持っていけばよいのか。あるいは新しく更新する場合は、町独自の補助の対象になるのかどうか、再度確認させていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ビニールの処分費につきましても、事業費のうちに含まれますので、申請をしていただくということにしております。

また、処分につきましても、現在は農協さんのほうで一定期間を設けて集められて、そこへ持っていかれるということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、廃棄のビニールはいつでも農協さんのほうへもっていけばよいということなんですね。それを確認させていただきたいと思います。

それと、続いて、1割負担ということで大変助かっておられますが、あまりにも被害が大き過ぎて、全て再建できないという農家の方もあると聞いておりますが、再建できないハウスの撤去についてはだめだということでもありますけれども、そうすると、放置されてしまう可能性が出てくるのではないかなというふうに思います。5棟のうち3棟であるとか、再建する場合、あとの2棟が対象にならないということでもありますけれども、そうしたものについても柔軟な対応ができないものかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、再建をされる方で、今もございましたけれども、5棟あって例えば2棟だけを再建されるという方もございます。そういった方につきましても、営農を再開されるということで、次、再建する棟数が少なくても撤去費用については補助の対象になるということでございます。

それから、全く再建をされない方でもございますけれども、今現在、先ほども言いましたけれども、42人の方が全く再建をされないという希望をいただいております。そうした方には、今、調整をしておりますけれども、今も議員さんご指摘にありましたように、圃場に壊れたハウスが残ってくるということもございますので、人的な支援をしようということで、現在調整をしております。関係機関、特にJAグループさんとも協議の上で、人的な支援で撤去のほうを今後お手伝いをさせていただけるような形を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） もう一度確認させていただきますが、5棟のうち2棟を再建するというだけでも撤去については5棟全て対象にさせていただけるということなんですね。

それから、再建されないところの人的支援を行うということではありますが、これは負担は1割を負担すればいいのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 5棟のうち2棟を再建されるという方も、撤去費用については5棟分が補助対象になるということでございます。

人的な支援につきましては、農家さんの負担なしで、JAさん等もやっておられますけれども、ボランティア的なことで取り組んでまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） あと、被害を受けなかったパイプハウスに補強策として、はりとか支柱というものを設置する場合には補助の対象になるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回、被害を受けておられない方については、新たな設置ということになりますので、その部分については、災害復旧の事業では対象外ということになります。その辺のことにつきましては、今後、関係機関と協力をしながら技術的な支援をしてまいりたいというように思っております。

この復旧支援の部分では、今もございましたように、スノーポール、それからはりを入れていただいて、今後このような大きな被害が起こらないようにということを目指しておるところでございますので、今回被害に遭ってない方につきましても、あわせて雪害に対する対応について、今後しっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それと、被害農産物、出荷をされるハウレンソウでありましたりとか、コマツナでありましたりとか、あったわけでありすけれども、その補償というのはないのかどうかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 補償のほうでございますけれども、共済のほうも農作物の野菜等に関するものについては、共済制度も現在のところないということございまして、今回の復旧の事業につきましては、パイプハウス等の施設の復旧支援ということでさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） あと、この間の説明にも、農業施設以外に家の屋根の破損が19件ということでありましたけれども、こうしたものに対する支援については、農業施設ではありませんけれども、こうしたものについての支援は考えておられるのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 一部家屋等の破損等につきましては、各世帯で共済とか建物共済等のかけ金等をされている、保険に加入されている場合等々もございますので、町のほうでの補助というものにつきましては、考えていない状況でございます。

また、必要な罹災証明でありますとか被災証明につきましては、連絡を受けましたら現地を確認をさせていただいて、申請が出てまいりましたら発行の対応を取っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 共済ということもありますけれども、京丹波町が持っている住宅改修助成制度であります、これは工事費が10万円以上ということになっておりますけれども、こうした制度も柔軟的に活用するということについてはどのように考えておられるか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今回の雪の関係でご相談に来られておる方が2件聞いておりますし、屋根の一部を破損したのですが、瓦のほかの部分も一緒に修繕というようなお話も聞いたりしておりますので、その辺、住宅改修の補助金で修繕等をしていただける部分につきましては、その補助金を使っていただいて修繕していただくように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろとお聞きしたわけでありまして。農家の皆さんそれぞれいろいろと困っておられる状況があると思っておりますけれども、こうした町の施策について、しっかりと説明をみんなにさせていただくためにも、説明会というか、そういうものを各支所ごととか、そういうふうにもっていただくということは考えていただけないか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在の取り組みでございますけれども、被災されたハウスのほうは、町並びに関係機関と一緒に町内の巡回をさせていただきまして、その被災された方につきましては、直接、農家さんに事業の紹介、また、今後の事業の流れ等について通知をさせていただいておるところでございます。そうした中で、また事業実施主体となりますものがそれぞれの各団体ということになっておりまして、そこにつきましても町のほうから事

務的な支援もさせていただくということで、現在そういう話で進めさせていただいておりました、再建される農家さんにつきましては、既に見積もり等の準備をいただいておりますということで、その都度、各支所、それから農林振興課が窓口となりまして、相談を受けながら事務を現在進めていっておるということでございますので、あえて説明会を開催することは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、今回の大雪による道路の除雪対応についてであります、今回の町の対応について、どのように総括をされているのか、また、課題は見つかったのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 例年にない降雪量でありまして、町内全域の国道・府道・町道において、昼夜を問わず除雪対応をいただきましたが、除雪が追いつかない状況であったことも事実であります。

府道の除雪につきましても、特に丹波地区の除雪の遅れや倒木による通行どめが発生したことを確認しております。

また町道につきましても、委託業者とそれ以外の町内業者に除雪をお願いしたわけですが、除雪が追いつかない状況でありました。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 業者さんの関係でいろいろとご苦労いただいたということもお聞きしておりますが、特に補正予算のときにも言っていたわけでありましてけれども、どことも大変な状況でありましたが、住宅団地の除雪についての考え方であります。今後、各関係団体と新しい区長さんなり決まりましたら、いろいろ把握をして見直しをしていきたいということでありましたけれども、先ほどの坂本議員の質問でも、幹線道路、あるいはバス路線、通学路などを優先的にということでありました。それはそのとおりだと思っておりますが、特に団地の中におきましては、業者の方とか、田舎でありましたらトラクターの前に除雪板をつけたりとかしていろいろと独自に除雪ができるわけでありましてけれども、団地内というのは、なかなかそういうこともできないというのもあって、皆それぞれ平等に除雪の対応がされなくてはいけないと思っております。町道であるとか、認定されていないとか、そういう区別なく、やはり生活道路がちゃんと除雪できるように、生活が滞りなくできるようなことにな

らなくてはいけないので、そういう立場で見直しをしていただけるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 何度もお答えさせていただいてるわけなんです、やはり地元との協力も必要な部分もありますし、なかなか隅々まで、どの集落も除雪を同じ時期にさせていただくことはなかなか困難だと思っておりますので、集落なり、また団地の状況を把握した上で、集落また団地と一体となって除雪の方法等を検討するように、体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今回の大雪では、大変業者の皆さんにお世話になったというのがあります。そうしたことで協力をいただける業者さんというのを把握しておかなくてはならないと思いますが、国道・府道・町道と除雪するとなりますと、かなりの業者の皆さんに委託をしなくてはならないということになりますけれども、建設業者の皆さんについては、どのぐらい委託先があるのかという把握はされているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 業者の委託の関係ですけれども、現在、業者の全ての機械の保有台数なり意向ということで確認ができておりませんので、町内の機械の保有状況や除雪に協力いただける業者の把握とか、また、一次、二次出動等につきましても調査をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 先日の篠塚議員さんの質問にもありました。町内の区で自主的に除雪作業をされていたりということがあります。そうしたところの出勤手当でありましたり、燃料代の実費相当額という、そういう質問もありましたけれども、これは新たに施策をつくっていただけるということで、そういう答弁だったということで確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 集落への費用弁償とか燃料ということで、本年度は、予算計上もしていなかったわけですが、今年度につきましても、助成の費用は見込んでないわけですが、今後につきましては、先ほどから申してますように、集落の状況をまず把握させてい

ただいた中で、今後、例えば、機械があればこういうふうに通雪を考えているんだとか、今現在これぐらいのお金を使って通雪の費用を区の方で負担しているんだとか、そういうものを把握した中で全体的な支援とかそういうものを考えていきたいということで、今後、その辺、聞き取り等もさせていただいた中で検討をしてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、ダブるかもわかりませんが、今回の大雪を教訓として、まちづくりと防災を考える上で、地元中小企業が果たしている役割について見解を伺います。また、その支援と施策についても伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の大雪または今後の災害等の対応を考える中で、町内企業の協力は欠かせないと考えております。今後につきましても、町内企業の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 大分前の資料になりますけれども、平成24年度ですが、建設業者さんの数ですけれども、122件でありました。10年前の平成13年度が202件ということで、事業所の企業統計調査で比較していただいた数字ですけれども、10年間で建設業の企業のほうが80件減少をしていたわけでありまして、現在どうなっているのかわかりませんが、このような異常気象のもとで、土砂災害でありましたり、今回の大雪もそうでありまして、大雨、暴風、それから地震も想定されておりまして、災害の時代であります。だからこそ地元の中小企業の活性化というか、元気でおっていただかなければならないということでもあります。建設業でありましたり、商店もそうですし、農業もそうですし、病院も含め、こうしたところが本当に連携をとって地域経済が活性化しておらなければなりません。

そうしたことで、前回も村山議員さんのほうからもありましたけれども、町が発注する工事でありましたり、物品、役務調達などで、地元経済に大きな役割を果たしている地元企業に発注するということが大切だと思っております。この点についてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 地元の企業さんにできるだけ発注していきたいと、まず強く思っ

ております。当然、今後につきましても、そういう強い意思を持っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 前回もお聞きしたかもわからないですが、いろいろ経済状況が国の今の政治の影響もあって、なかなか地方までは潤っていないという状況でありますけれども、大きな力を発揮していただいている地元の中小の企業でありましたり農家も含めた、そういうところが元気でなくてはいけないので、町内のところに発注しているということでありませうけれども、本当に、今、農家でありましたり中小企業の皆さんが何を求めておられるのか、1回、実態調査をね。いろいろと国の地方創生の補助も平成28年度補正予算もあるというふうに聞いておりますので、そうした調査も1回するべきではないかなというふうに思いますけれども、そして、評価をするべきではないかなというふうに思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 町の行政全般にかかわることをございますけれども、発注を主としております監理課としましては、当然町内の方にまず仕事をとっていただいて、町内が潤うということが大事なことだというふうに思っております。実態調査ということは、建設業界だけではございませんので、そういったところはできかねます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 続きまして、まちづくりについて2点目、パブリックコメントについてお伺いをいたします。

本町のまちづくりに関するさまざまな計画は、パブリックコメントにより町民の意見を聞いて策定されているところであります。しかしながら、計画内容に町民の意見を反映するには、意見の募集期間が短いという声も聴いておりますが、どうでしょうか。

また、継続内容に対する理解を深めるために意見募集だけではなく、説明会を実施すべきではないかと考えますけれども、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 計画に係る審議会、あるいは委員会には、町内各種団体などから住民代表の方や専門的な見識のある学識経験者など、多種多様な委員の方にご意見をいただきながら計画を策定しております。

審議会などで審議、検討し、計画案を取りまとめる段階において、パブリックコメント、

意見募集として、期間は、策定作業の状況にもよりますが、おおむね30日を設定して、意見を伺う機会を設けております。また、必要な場合は、外部の関係機関にも意見を伺っております。

このように審議会や委員会では、委員を初めパブリックコメントなどにより意見を聞いた上で、十分に計画案を審議、検討し、答申いただいておりますので、計画策定過程において説明会等を実施する考えはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） やはり今回の新庁舎の検討でありますとか、総合計画でありますとか、本当に町のまちづくりの根本となるようなことが提案されているわけでありましてけれども、やはりこうしたことについてはパブリックコメントもそうでありましてけれども、説明会などを開いて、もっともっと意見を集約するために内容を知らせることが必要だと思っております。考えはないということですので、これは指摘をさせていただいております。

次に、マイナンバー制度について伺います。

全国の市町村は、毎年5月に事業所で働く人が納める住民税の額などを記載した特別徴収税額の決定通知書を事業所に送っております。これまで通知書には従業員の名前、住所、税額を記入しておりましたけれども、今回、総務省が書類の様式を変更いたしました。今年5月に使用される通知書には、マイナンバー記入の欄が設けられました。総務省は自治体向けの通知で、番号を記載するよう指示しております。従業員のマイナンバーが強制的に事業主に提供されれば、郵便物の紛失や誤発送などによってマイナンバーが漏えいする危険性が増していきます。従業員が事業主にマイナンバーを提供するかどうかは従業員の人権、個人情報にかかわる問題であり、提供するしないは従業員の自由であります。しかし、今年5月の通知書には、従業員の意思にかかわらず自治体からマイナンバーが強制的に提供されてしまうことになりかねません。本町は、国が指示しているように、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書に従業員のマイナンバーを記載して送付されるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町としましては、マイナンバーを記載して通知を行う予定でおります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 決定通知書の件数というのはどのぐらいあるのか。また、発行あるいは発送業務が増えるわけでありましてけれども、費用についてはどうなのかお聞きをしておきた

いと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 特別徴収の対象者につきましては、3,374人、平成28年度当初の時点でございます。費用につきましては、従来から通知書を送付しておりますので、特段の費用の発生はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 記載するということでありましたけれども、記載しないことで町に対して不利益な扱いというのはあるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

また、今、課長のほうから毎年送っているということでありましたので、普通郵便のほうで郵送されるということでもありますけれども、万一、誤送とかあった場合には、大変役場の責任も問われることでもありますし、トラブルの発生の危険が増大するということでもあります。この点についてはどのように考えておられるのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国からの通知は、記載を前提としているものでありますことから、記載しない場合として想定されるものではございません。

また、送付方法につきましては、国からの通知を踏まえ、他の税通知と同様に、普通郵便で送付を行う予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そういうことでお聞きをいたしました。番号法の規定から見て、これは問題はないのかということでもあります。従業員は番号の提供を拒否できるということでもあります。しかし、本人の意思に関係なく番号が勤務先に伝わるということでもありますし、また、従業員から提供を受けていない会社の場合には、安全管理体制の検討も必要になってくるのでありますけれども、こういう点については、町としては、どういうふうにご検討されるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） マイナンバーの記載の件につきましては、当然、事業者側についても法律にのっとりた対策を講じておられるということでございます。本町としましても、公平公正な課税を行っていく特別徴収義務者は一体となって行う立場でございますので、一緒に適正な課税に努めてまいりたいというように思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） アメリカで1万3,000人分、47億円の税金還付金詐欺が発覚し、成り済まし問題が問題となりました。韓国では、平成27年1月にクレジットカード会社銀行口座関連の個人情報1億400万件流出したということであります。日本でも、こうしたことが起きる危険があります。総務省に個人番号の記載を不要とする旨の要望を行うべきではないか。また、通知書に従業員マイナンバーを記載して送付することは、自治体による従業員への重大な権利侵害になる可能性があるのではないのでしょうか。このことを指摘をしておきたいと思えます。

次に、3点目、第三セクターについてお伺いをいたします。

まず1点目、第三セクター丹波地域開発株式会社の経営についてお伺いいたします。

第24期の決算報告書及び丹波地域開発株式会社に対する経営支援についての資料から、平成27年度末の借入金残額は9,584万円でありました。これについて平成28年度の返済額が5,025万4,000円、平成29年度は1,508万4,000円、平成30年度は1,508万4,000円、平成31年度が628万4,000円、平成32年度が500万4,000円、平成33年度が413万円となり完済となります。昨年の12月議会の答弁のとおり平成28年度がピークであり順次減っていくことになっております。

それで、今後の営業利益はどのように推測をされているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 直近の平成27年度決算では、賃料改定により減収になったものの、経費削減にも努められた結果、純利益は209万1,000円となり、今後も利益は出るものと認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 続いて、未収金であります。未収金はどのようになっているのでしょうか。平成28年度は未収金は発生していないのか。それと、累積はどういうふうに移しているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成27年度決算状況を見ますと、未収金は平成26年度と比べ、86万1,000円減少しており、未収金対策は進んでいると会社から報告を受けております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 平成28年度につきましては、まだ決算としては固めておりませんので、4月以降に決算の状況が出されて、株主総会でその金額が明らかになるというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、平成27年1月9日、京丹波町は2億8,171万円を支出をして、丹波地域開発株式会社から土地を購入し、同時に「商業集積施設経営安定化補助金」の名目で3億2,529万円を丹波地域開発株式会社に支出をいたしました。この合計6億700万円は、丹波地域開発株式会社が京都府から融資を受けていた「高度化資金」の残額返済に充てられました。この公金支出の公益性が引き続き問われております。総務省の指針では、公金投入はやむを得ない例外的な場合とされているわけでありますが、この点についてどのように認識されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総務省の指針を十分踏まえた上で、公共的な観点、あるいは公益的に見ても、行政として丹波マーケスを守っていくことは、町民にとって必要不可欠な施策であり、責務であると判断したことから支援を行ったものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 公金投入はやむを得ない例外的な場合、努力を重ねてきた結果、やむを得ない場合ということで指針は言っているわけでありまして。例えば、相談として、指導を受けている利用料の減額については、指導されているにもかかわらずそういうことがされていなかったということではあります。この点についてはやむを得ない状況にそういう努力をしていないというのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今の指針の中でのご質問かというふうには受けとめておりますけれども、まず、この指針の中では、公的資金の考え方の基本を述べているものがありまして、そもそも第三セクターが公共性なり公益性が高い事業を行う法人というふうには定められております。そうした観点で申しますと、第三セクター等が能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てるということが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的な支援を行うこともやむを得ないというふうにも指針の中では述べられているものであります。したがって、これまでからもご説明をさせていただきま

したけれども、単年度の決算としては黒字をしておりますので、開設当時の負債について、先ほど申しましたように、それぞれの経営でもって解決することが困難ということで支援をさせていただいたということですので、この指針の述べているとおりで対応しておったということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 経営は黒字だったということでありまして、未収金が発生しており、未収金が発生しているということは、損益計算書においては、黒字になっているかわかりませんが、実際は現金がそれだけ、1,000万円でしたら1,000万円入っていないわけでありまして、そういうものを黒字と言えるのかどうか、貸借対照表を見た場合も含めてそういうことになるのかどうかということをご指摘しておきたいと思っております。

また、町は3億300万円しか出資していないのでありますので、6億700万円、結果的には公金支出したわけでありまして、これは責任限度を超えた債務を町民が負ったということになると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 商業集積事業の成り立ちから見まして、本事業は行政主導で進めてきたことでありまして、当時の行政が計画した投資が、その後の丹波地域開発株式会社の資金繰りに重大な影響を与え、大きな経営課題となっていた現状を踏まえると、この課題を解消し、丹波マークスを持続可能な状態にしていくのは行政の責務であり、公共的あるいは公益的な観点からも行政として必要な支援であると判断したことで議会にお諮り、あるいは提案して議決をいただいたということでありまして。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この問題については、引き続き公共性として問うていきたいと思っております。

飛ばさせていただきます。

須知高校の問題についてであります。

地域の唯一の高校、須知高校について、将来の京丹波町を担う人材育成と須知高校の活性化を図るための活性化推進策について伺います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 須知高校への活性化支援として、平成27年度に「京丹波町における須知高校のあり方懇話会」から意見提言をいただきました内容を具現化していく中で、平

成 28 年度においては、須知高校が積極的に取り組んでおられる実用英語検定に係る支援事業に取り組んでまいりました。

あわせて、須知高校教育活性化推進協議会が組織され、高校での取り組みをさらに積極的に協議いただいております。町としては、須知高校と連携し、京丹波町産業ネットワークの協力を得ながら事業所見学や町内業者によるキャリアアップ講座、インターンシップ生の受け入れなど、町内での雇用につながる取り組みも進めております。

平成 29 年度におきましても、実用英語検定への支援に加え、食品衛生管理者等育成のための支援、京丹波町の明日を支える学び支援として、土曜活用による学習支援、地域探求ゼミ、「幼・小・中・高」連携事業など、本町の未来を担う人材の育成に向けて引き続き支援に取り組んでまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2 番（東まさ子君） 続いて、第 1 回の府立須知高校のあり方検討会議、これが 12 月 26 日にありました。いろんな立場からそれぞれたくさんの意見を言っていただいております。その中で、通学の負担軽減を図るためにスクールバスの導入など、整備を求める意見も出ておりました。この件につきましては、JR バスの利用者にも通学の利便性を図るべきでありますとか、いろいろと意見が出ておりました。その後、山崎議員からも意見がありまして、通学の利便性向上の実現のために、手だてをどのように考えているのかという質問に対しまして、協議をして支援策を考えたいとありましたけれども、今はどのように進んでいるのかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 通学に対するニーズはさまざまございます。須知高校の活性化に向けて、通学しやすい環境づくりは重要な課題であると認識しております。その中で通学定期代に対しまして、現行の町営バス利用促進助成により引き続き支援していこうと思っております。

園部駅からの通学につきましても、下山駅まで鉄道を利用して町営バスによる通学に変えていただく必要がありますが、この制度を活用して通学費の負担軽減を図っていただきたく思っております。

また、京都府公立高等学校生徒通学費助成補助金制度ですが、京都など遠方からの通学者に対する支援として、よりよい制度となるよう、機会をとらえて要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、府にも要望するということでありました。例えば、JR園部駅から須知高校までバス代は幾らか、また、下大久保ですか、一番瑞穂の境。そこから須知高校まででしたら幾らなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 済みません。現時点、手持ち、運賃持っておりませんので、お答えすることができません。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 例えば、山崎議員に答弁として支援策を須知高校と協議して考えていきたいということでありましたけれども、何も考えておられないのでありますか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 6月定例議会での一般質問を受けまして、西日本JRバス京丹波営業所のほうへ出向きました。こういう事情があるということを出向きました。町営バスは、基本、小中学生の通学を基本として朝も運行しております。それと、JRバスとの連絡ができないということで、JRバス側にとりましては、園部駅方面の乗客を対象にして走っているのですが、園部駅の電車の接続を考えれば、今のバス時刻でないと不可能だということで、さらに、ほかの増発することを考えられませんかということで、今お願いをしておるんですけども、かなり経費が発生するというので、実現には至ってないということでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この間のあり方検討会議では、スクールバスの声も出ていたわけでありまして。今、それこそ、平成29年度に須知高校のあり方がどうなるかということ、最終の詰めのところに来ている状況であります。やはりいろんな意見を集約してみても、通学の利便性というのが出ていたと思うんです。なので、これをどうするかということをやっぱり考えていかなくてはいけないと思うんですけれども、今後どのようにこうした問題の解決のためにされようとしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現状としましては、町営バスの助成金を利用いただいて、通学の負担軽減を図っていただきたいと思っておりますし、通学については、総合的に通学方法等、スクールバスという意見も出ていましたけども、京都府の教育委員会とも連携をしながら検

討していかなければいけないということは思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町長のほうから、京都方面の方は下山駅を利用して町営バスということでありましたけれども、子どもたちにそんな時間的な負担をかけて、須知高校へ通ってもらうということについては、今、検討会議が開催されているので、やはり改善すべきではないかというふうに思っております。この点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 選択肢が2つあると思うんですね。京都方面から通学される方は園部駅で下車をしてJRバスで通学する。ここのメリットは、やはり時間が短くて済むと。それから、下山駅まで来て町営バスに乗りかえて須知高校まで通うという方法は、鉄道の定期代はバスに比べて安いということと、JRバスの助成金も活用できるということで、経済的な負担が軽減につながると。時間をとるのか、経済的な負担をとるのかということで判断していただいて、どちらかの選択肢を選んでいただくということもできますので、そのような対応をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、須知高校のあり方が問われておりますけれども、まさに今言われた二者選択ではなしに、もっと通いやすい学校ということが求められているのであり、改善をしていただくよう指摘をしておきます。

以上で終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。午後は1時までといたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

岩田君。

○11番（岩田恵一君） 初めに、今年に入りまして、1月は大変な大雪でございました。私の記憶にも、これだけ降ったのはいつ頃だったかなというふうに思いますと、平成17年に合併いたしました翌年の平成18年の初冬にも、結構降ったような記憶がございまして、せやけど今回の雪のような大雪ではなかったように思います。それぐらい記憶にないぐらいの

大雪でございました。まだ私の家の向かいの山には、残雪がございまして、いかに重たい雪であったのかというような証しであろうというふうに思います。被災されました方々にはお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

そうした中、ようやく春の兆しも見え始めてまいりましたが、改めて気象の変化状況が人間社会と密接に結ばれていることを思い知らされたところでございます。

それでは、本定例会におけます私の一般質問を通告に従いまして行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1つ目の施政方針についてでございます。

まず、1つ目ですが、本年1月に答申を受けました第2次京丹波町総合計画については、次の5年、10年先を見据えたまちづくりの姿を描き、安定的な住民福祉のさらなる向上につなげていくための指針となるものでございます。町長はどのように受けとめられ、今後10年間のまちづくりを進めていこうと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

合併特例期間の段階的縮減によりまして、今後、普通交付税措置が段階的に縮減されることとなりますことから、一層の財政健全化が急務でありますとともに、一方では、今後ますます少子高齢化社会に対応した福祉の向上と充実とともに、住民の皆さんが安全で安心、安定した暮らしができる京丹波町としての町政運営が求められるところでございます。

このことを踏まえ、今こそ行政と議会が一層町のゆるぎない将来のために、一緒になって汗をかいていくときだと思っておりますので、本計画の実施に当たっての町長の決意をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 合併後の10年間で、本町を取り巻く社会情勢というものは大きく変化してきたというふうに思っております。まず、交通網が整備されまして、都市部との交流機会が増加する中で、本町を訪れる方々だけではなく、町民の皆さんが生きがいをもって楽しく、幸せに生活できる環境づくりを進めてきたというふうに思っております。

第2次京丹波町総合計画においても、町民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、あらゆる取り組みを進めていく考えであります。

そのためには、「循環」をキーワードとして、本町にある森林などの環境、食の供給地としての歴史、地域で地域を守る力などがうまくつながり、充実した子育て支援と高度な教育機会を通じて、将来、町民の皆さんを支える人材が本町で育まれる、そんなまちづくりを目指しているということでもあります。

京丹波町のまちの姿といたしましては、言いかえますと、自給自足的循環社会の一部であ

っても復活を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） この10年間で大きく合併いたしまして、町の姿も大きく様変わりしたなというような思いでございますし、今後5年、10年間を見据えた中で、財政的にも大変厳しいですけども、計画にのっとり一緒にまちづくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目でございますが、負の遺産でありました鳥インフルエンザ発生農場跡地もようやく地元の皆様のご理解を得る中で、映画やドラマなどのロケ地として活用されることとなり、既に撮影も行われた経過がございます。今後の現場活用が広く行われることを期待するものでございます。

このことを踏まえまして、ロケ地誘致や撮影を支援する「仮称 京丹波町ロケーションオフィス」を本年4月に設立されようとしております。

そこで、次の3点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

1点目に、その体制をどのような形で運営していこうと考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 仮称ですけれど、「京丹波町ロケーションオフィス」の内容につきましては、映画やドラマのロケが行われた「ロケ地」を新たな観光資源として活用し、多くの観光客を呼び込むほか、ロケ弁の販売やロケに必要な資機材の提供といった地域経済への効果が期待できるなど、「観光振興」とのつながりが深いことから、京丹波町観光協会の新たな活動部門として位置づけを検討させていただいているところであります。

また、新たな体制として、ロケ誘致活動への対応と観光事業のより一層の推進を目指しまして、体制強化を図るため、映画等関係者との人脈やロケ誘致に経験豊富な人材を雇用する予定で観光協会と協議を進めております。さらに、ロケの誘致には、映画やロケ関係者との人脈やつながりが大変重要となることから、そうした分野に精通した業者に総合的な支援業務を委託したいとも考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 一部、私も関係ございますので、お聞きするわけでございますけれども、全体的な姿としてはそのような今町長がおっしゃったようなことは形になるのかとい

うふうに思うんですけども、そういう流れというか、わかるようなものを議会にも、住民の皆様方にもご提示いただいて、広く自治会と協力を得るような形にしていいただければありがたいと思っております。

既にロケ地も活用されたということですけども、ロケ地の使用料の関係についてお尋ねをしたいと思えます。使用料をいただかれたのかわかりませんが、使用料の考え方についてお伺いしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ロケ地の使用料でございますけれども、皆さんご承知のように、前回、映画の撮影があったわけでございますけれども、使用された面積に普通財産でございますので、その中で単価は現在記憶をしておりますけれども、使用された面積に一定の単価を掛けさせていただいて使用料として頂戴をするというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういうことで、使用料をとっていくという考え方でございますので、当然、町有財産でございますので、平成29年度以降も活用されるということでございますけれども、ちょっと見ていたら、使用料の入について、平成29年度予算の一般会計の歳入に頭出しをするべきではないかと思ったのですが、ちょっと入っていたかどうか記憶にないんですけども、頭出しでもすべきではなかったのかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 平成29年度予算には、現在のところ、撮影等明確な決まったものがないということから、予算的には計上をしておらないところでございます。そういったことで、また撮影等が行われるときには、その都度対応をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 補正でも対応されるということだろうと思えます。

2点目のロケ誘致と定住促進ということが施政方針の中でもうたわれておりました。これをどうつなげていこうと考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ロケ地誘致事業に取り組むことによりまして、ロケを受け入れることでの食事や宿泊などの直接的な経済効果や観光客がロケツーリズムに訪れることによる間接

的な経済効果など新たな消費活動が生まれるものと期待しております。あわせまして、ロケ誘致により、ロケ現場における町内業者の積極的な採用や町民のエキストラとして出演、ロケ弁開発を通じた特産品開発などの農業振興をはじめ、雇用や活躍の場が広がり地域の活性化が生まれ、やがては定住促進につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひそういうような姿どおりにやってくれたらありがたいなと思っておりますので、協会と行政が一体となって取り組んでいけたらなと思っております。

それから、3点目ですけれども、京丹波町の観光協会等関係団体と連携を図り推進していくということで、体制の中で協会の中に含めるというようなことをおっしゃっていただいたんですけども、団体等ということになっておりますので、具体的にどのような連携等をお考えになっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ロケーションオフィスといたしましては、映画会社や近隣のロケ誘致組織とも連携を行うほか、スムーズなロケの受け入れを行うために関係機関との連携を図り、より多くのロケを誘致しまして、ロケ関係者に印象深いロケ地になるよう取り組んでまいりたいとまず考えております。

また、京丹波町商工会や京丹波町道の駅連絡協議会など観光振興に関連するさまざまな団体と連携し、地域経済のうるおいと活性化を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） その団体等については、今回、このロケ地についても、京都府のかなりの支援があったというふうに聞いておりますし、京都府は、オフィスの中に参画する予定があるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） このロケ地の誘致事業につきましては、当初から京都府のほうで一緒にといいますか、伴走していただいて、今日まで取り組みを進めていただいているところでありまして、大きなご支援をいただいているということでございます。したがって、京都府さんがロケーションオフィスの中に参画をするというよりも、さまざまな取り組みの中で常にアドバイスをいただくという立場の中で、ご支援も含めてですけれども、お願いをしていきたいなというふうに思っておりますし、これまで同様のご支援をいただける

ものというふうに思っているところであります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ちょっと改めてなんですけど、町長にとりまして、観光協会の位置づけについてどういうふうなお考えなのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今までから観光協会に夏祭りを中心にいろんな事業を委託したというのか、契約して実施、婚活等実施をしてもらいましたね。今回、それにロケーションオフィスという映画ロケの誘致活動の私は実施中心機関だというふうに理解しております。そのようにご理解いただいて、これから実務にわたっての協議になるんだと思うんですけど、お受けいただきますように、こんな機会に変ですけどお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 名前だけなので申しわけないでございます。

今おっしゃったことなんですけども、協会は平成23年に設立をいたしまして以来、行政の観光部門の一役を担ってきたんだというふうに思っておりますし、そうした中で、私、名前だけで大変申しわけないんですけど、協会の役員を担っておりますけども、全員、協会の役員理事さんはボランティアとして、何とか町の活性化を図りたいという、本当にみんな熱心な思いで取り組んでくれてまして、各種事業、先般も町長に来ていただいて、食文化、伝統料理の継承と題しまして実施をさせていただきました。大変、熱心なご婦人方の多くの参加もいただきまして、こういうものが町の中にもあったんだというのを改めて思い知らされましたし、また、今おっしゃっていただきましたような婚活支援とか、四季折々の町内産物の紹介ですとか、まさに観光入込人口の増加などなど、いろんな事業を展開しております。みんなが行政と協会が一体となって取り組んでくれてまして、私は名前だけで本当に申し訳ないんですけど、もちろん商工観光課長をはじめ、会員の皆さん、それから特に地域おこし協力隊の実名を言っていないのかわかりませんが、佐藤君も一生懸命やってくれてまして、大変感心しております。そうした中、町長を先頭に協会のバックアップも支援をしていただいていることも十分承知をしているんですけども、協会の運営というのが町の委託金と会員収入で運営しているというのが実情ですし、会員が増えないと収入も生まれないということでございます。当然、我々も努力して会員の募集をさせていただいているんですけども、当初から大分減ってきているんです。不足を言うのではないんですけど、特に、これまで旧丹波町時代から大分町にも貢献、ご寄附をいただいた谷さんも積極的に支援をしていただい

て会員にもなっていて、毎年総会にも出席していただいています。そうした中で、合併以降の町の変遷ゆえか、それも自分の目で確認をされておるといようなことでございまして、そういう方々にもお返しをしたいという気持ちで取り組んでいるんですけども、町の各事業者さん、それから当然パンフレット等でも紹介をさせていただいてます各店舗さん等々、会員になっていただいておりますし、当然、我々も会員でございます。そうした中で、率先して町の振興とか町の福祉向上に努めなければならないという使命を持った職員さんが大変少ないです。片一方では、働きながらも、夜、7時からの会議でも12時になったりすることもあるんです。それが、結構、僕、苦痛でね、眠たいのに。そうした時間でやってくれている中でも、職員さんも一緒になって取り組んでほしいなという気持ちがありますので、ぜひ参画いただけるような方向で協力いただけたらありがたいと思っておりますし、また議員さんの皆さん方にも趣旨に賛同いただいて、ぜひ協力いただければありがたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目の少子・高齢化対策についてでございます。

少子・高齢化は、日本の歴史をも変えていく大きな社会問題で政府においても種々の施策を講じているものの、特効薬がないのが現状でございます。将来、消滅する自治体も必ず出てくるのではないかと予測もされている中におきまして、具体的な本町における今後の少子・高齢化対策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

大変わかりづらい質問で申しわけなかったんですけど、まず1つ目には、昨年3月の議会で私もお尋ねした経過がございまして、京丹波町創生戦略で示されている取り組みの充実と地域ぐるみでの結婚、出産、子育て、教育といったその時々によさわしい事業実施や町内での産業の活性化、企業支援といった仕事づくり、住環境の整備など複合的に取り組みを進めていくことが重要であるとして、時代にあった形に見直しながら対策を強化継続していくことが効果が出てくるんだというような答弁がございました。

1年が経過いたしましたして、取り組みも継続中だと思うんですけども、それぞれの3月で言っていたいただいた取り組みの状況についてお伺ひをしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町創生戦略では、「森林」「食」「地元力」「子育て力」を本町の四つの強みとして、それぞれが効果的に連携することによって、「資源」「経済」「暮らし」「人材」を循環させ、まちの元気づくりや暮らしの豊かさによって、人を呼び込む原動力としていくことを目指しております。

その強みの一つ、「子育て力」であります。少子化対策の取り組みとして、子どもの健や

かな成長を支援する事業、木育（もくいく）や食育などを通じた、ふるさとへの愛郷心を醸成する取り組み、結婚から子育て、教育がつながる幼小中高連携事業、高校生等医療費助成事業などを進めております。

いずれも継続した事業実施が必要であり、毎年度、創生戦略の事業評価をもとに必要な見直しも行いながら取り組みを進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 観光協会でもこれはやっています。婚活もその一役を担っているかと思えますし、ちなみに聞いてみますと、6回、7回やってまして、聞いているだけでも5組ぐらい成立しております。そのうち2組は町内だったかな。できるだけ京丹波町のよさをPRして、ここに住んでくれるということを目指しているんですけど、なかなか町外からの参加者も多い中で、この地にというのはなかなか難しいかなと思っていますけど、できるだけ頑張っていきたいなというふうに思いますので、また行政の力もお借りしたいと思えます。

2つ目に、高齢化対策についてでございます。

2050年には、1人の高齢者を1人の若者が支えるという超高齢化社会が来ると予想され、危惧されています。日本人の平均寿命が伸び続け、団塊の世代も高齢化世代に突入した時代を迎え、現代日本がまさに直面している今後の課題でございます。介護ケアが不足していると言われる中で、65歳以上の高齢者のうち介護を必要とする人の中で、認知症高齢者数だけでも、2025年には470万人にもなるのではないかと予想もされております。本町でも高齢化率が40%近くになりまして、こうした課題を避けて通れないものだと思われまますし、これからも地域包括ケアシステムの構築は最重要施策であります。

私も、もう少しで高齢者の仲間入りをするわけでございますし、他人事ではないなど。これからの健康不安も重なり、そうした問題に直面しつつあるというふうに思っております。

そこで、1つに、これも昨年の3月議会でお尋ねをしたのでございますけれども、地域包括ケアシステムの構築推進には、地域間での住民同士の理解、協力体制、支えがあってこそ成り立つ制度ではないかとの問いに、穏やかに見守っていただけるサポーターの養成に努めていかなければならないとの答弁でございました。

そこで、サポーターの確保などの現状と地域の支援、サービス提供の体制は順調に進んでいるのか。また、この制度を実行していく上で、まだ課題が残っているのであれば何かということをお尋ねしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） その中で認知症を正しく理解し、認知症の人や、その家族などのよき理解者としてなっただけでなく認知症サポーターの養成でございますが、本年度は地域のサロンや老人クラブ、蒲生野中学校の1年生など256名の方に受講をいただきました。

この事業は、10年前から実施しておりまして、延べ2,538人の方に受講いただき、認知症への理解が深まってきたものと信じております。

さらに、住民寄り添い型助け合い活動を行っていただく生活支援サービスボランティアの養成や、地域住民や、地元業者等の協力を得て、地域全体で高齢者や障害者の方々などを見守る「見守りネットワーク事業」の構築を進めているところであります。

引き続きまして、高齢者の皆様が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図りながら地域包括ケアシステムの推進に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ケーブルテレビで放映されました「がんばろかいな！安子さん」、これは「サロンでつなぐ地域の力」と題して放映をされました。年が行けば、なかなか外出がおっくうになりがちでございまして、家の中で過ごす時間が大変多くなるということも言われておりますし、まさにそうではないかというふうに思います。地域での声かけとか常日頃からの挨拶を交わすことで、1人ではないんだという思いも芽生えてくるのではないかと思いますし、また、そうしたことをお互いが享受することで認知症の予防効果もあるのではないかと考えています。大変よい企画の作品だったなと感心もさせていただきました。

まあ従来ですね、田舎のよさというのがあったんですけども、田舎も最近、都会化いたしまして、隣同士の接点も少なくなりつつあるなというふうに思いますし、つき合いが希薄化してきているというふうに思います。昔からよく言ったもので、遠くの親戚より近くの他人と。そのことが田舎の一番のよさであったのかなというふうに思いますし、そういうこともどうにかしたいなというふうに思いますし、ちなみに、今日、質美の方、坂本議員やら保健福祉課長、企画課長もおってくれますんですけど、質美の振興会でも声かけ運動というのをやっております、毎月、標語を定めまして、声をかけ合うことでお隣、近所の見守りをしていこうというような運動でございます。大変すばらしい運動だというふうに思っておりますし、ちなみに、今月の標語は「深めよう、人と人とのつながりは、挨拶で」、こんなことだったと記憶しているんですけども、あいまいで。人に聞いていたらあかんね。これこそ地域包括ケアシステムが目指す一つのサポーターの役割も担っているのではないかとこのように

考えますし、ぜひ町内でも取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、こういう運動を広めていきたいというようなお考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほどお答えしたとおりなんですけど、とにかく声をかけられる、かけるということは、非常に大事なことなので、そこが原点だというふうに思ってますので、ご提言いただいているようなことを全般取り組んでまいりたいという強い思いでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） そういう動きが全町的に広がればいいことかなというふうに思いますので、ぜひ一緒に取り組んでいきましょう。

それでは、高齢化対策の2つ目でございます。

健康マイレージ制度の導入についてでございますけれども、いわゆる町民の健康づくりを応援しようとする制度でございまして、健康増進、地域活性化も期待できるとして、全国の自治体でも導入をされ進められているところでございます。

厚生労働省も保険制度上の対応や環境の整備など、さらなる普及促進策を講ずることを目的として推奨をしております。定着すれば医療費や介護費の抑制にもつながるだけでなく、運動や買い物目的の住民同士の活発な交流も期待できるというふうにしています。

お年寄りが元気なまちこそ、活気があるまちだと誰しもが感じるのではないかと思いますし、元気に暮らしていける、健康であることこそ地域を支え合い、共助の精神をお互いが持てる仕組みではないかというふうに思います。

健康マイレージ制度は、そうしたことにつながるものだと思いますし、導入をぜひ考えてはどうかというふうに思いますけども、導入の考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 健康マイレージは、健康に関心のない方にも積極的に健康づくりを行ってもらうために、健康診査の受診や健康教室等への参加を促し健康づくりを行った住民に対し、特典として景品等をお送りするなどの制度であります。

本町におきましては、健診の無料化、日曜健診の実施、ピロリ菌検査等新たな健診項目を追加するなど、住民の皆様に関心を持っていただける保健事業の推進に努めております。特定健診においては、毎年、京都府内で上位の受診率を維持しているところであります。

制度の導入の可否等については、さらに研究をするとともに、現時点においては、現在の健康診査をはじめとする保健事業において、工夫や充実を図る中で住民の皆様の健康づくり

に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 例を挙げますと、福島県美里町の取り組みでございます。

電気機器メーカーオムロン、オムロンというのは京都府が本社ではないかと。昔、立石電機と言ったのかな。と連携いたしまして、町民が通信機能つき血圧測定器を使用するたびに商品券など交換可能なポイントがたまるシステムを導入しているようでございます。日々の測定データは地域の病院に転送されまして、血圧が急速に高くなった場合などには、保健師さんが電話などにより注意を促したり、指導するというシステムであるそうでございます。

ほかにも健康診断を受ければポイント付与とか、万歩計を携帯して歩いた数をポイント付与など、全国的にも多数の自治体で取り組まれていますので、参考にさせていただきたいと思っておりますし、オムロンは京都の企業でございますので、そういうシステムが全国でも各地で行われているということでございますので、ぜひ担当部局でも地元の企業でございますので、1回聞かれたりして参考にされてはどうかと思っておりますし、制度導入に向けた検討も進めてほしいと思っておりますので、会社訪問をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3つ目でございます。

農業振興対策についてでございます。

1つ目の除雪による農業施設の被害状況と対策については、先般の質問にもございましたし、府下でも最も高い補助対応を出されてまして、お聞きすることがなくなりましたので、割愛しようかなというふうに思っています。

午前中の質問で、153人のうち111人が再建を目指しておられるというようなことでもございました。あと42名の方が再建を断念されるというのは、高齢化が問題なのか、もう1回やってもこんな雪が降ったらまたやられるからという営農意欲がそがれたということが原因なのか、何か原因をつかんでおられたらお聞きしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、1点目には、やはり、今、議員さんのほうからありましたように、高齢になって再開するのが今後難しいという方が一番多くあります。今後、豪雪がまた来るから、もうしないわというような農家の方はいらっしゃるような状況で、ほとんどの方が高齢化になっておって、今後、続けていくのが難しいというようなご意見を頂戴しておるところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 跡継ぎの方、後見の方がおられたら一番いいのかなと思うけど、なかなか難しい問題だと思います。

2つ目の有害鳥獣対策についてでございます。

農業が主産業であります本町では、農業を高年齢農家が支えているのが現状だと思っておりますし、その中で担い手問題とか耕作放棄地の拡大懸念もさることながら、特に、近年では、有害鳥獣被害の増大などで、農業環境を取り巻く状況は日々悪化の一途にあるのではないかと危惧する1人でございます。

私自身も、昨年、電柵と町のほうにも無理を言いまして、電柵の下にネットを張りまして、万全だと思ったのですが、1反ほどの米を全部食われまして、入ったところがわかりましたので、修繕しまして、秋野菜もつくって2回ほど採ったんですけど、白菜とかね。あと、毎日監視していたのですが、次の日の晩に全部食べられまして、本当に営農意欲というか、つくる気がしなくなりまして、営農意欲を害された1人でございます。

本町でも、年々、予算を増額していただきまして、取り組んでもらっておりますけれども、本年度の捕獲実績と、以前からお尋ねしております埋設処分場確保の件について、その状況をお伺いしたいと思います。

それから、また、近年、私ども集落に、小さい頃からサルなんか見たことがなかったんですけど、サルが出没をし出しまして、被害の発生が確認されるようになりました。サルの捕獲対策についても、あわせてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度4月1日から猟期期間前の11月15日までの捕獲実績につきましては、シカが1,952頭、イノシシが498頭、サルが7頭、アライグマなど小動物が145頭で、前年度比1.38倍の捕獲となっております。平成27年度の実績を上回る捕獲をいただいたところです。

また、捕獲後の埋設処分場確保については、地域の皆さんに協力をいただいているところであり、平成29年度から「京丹波町有害鳥獣捕獲個体埋設支援金交付要綱」を制定しまして、埋設場所を確保された地域住民等で組織する団体を支援することとしておりまして、平成29年度当初予算に計上してあります。

サル被害・捕獲対策の取り組みにつきましては、主に下山地内に生息する群れの「加害性の高い個体の除去効果調査」や「個体数調整」に向けた群れの個体数調査を京都府及び本町がそれぞれ実施しておりまして、平成29年度から捕獲用おりを購入し、捕獲を進めてまい

ります。

また、篠山市を中心に兵庫県・京都府で広域に行動しますサルの群れに対しまして、関係市町が連携し、広域的に取り組むを行う「大丹波地域サル対策広域協議会」が平成29年3月1日に設立しました。今後においては、群れの情報共有や被害対策、研修会等を実施しまして、サル管理の効率化を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

4つ目の除雪対策についてでございます。

他の議員さんからも質問もあったところでございまして、重複するところもありますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

1月の降雪は、行政も危機感を持って対応されまして、最善を尽くされたというふうに思っております。当該部局の皆さんには大変ご苦労さまでございました。町内業者の皆さんにも協力いただいた中で、今回の大雪で万全を期すということは、大変困難であったというふうに思います。

鳥取県の智頭町でも大変なことになりまして、24時間閉じこもりというようなことが起きましたし、智頭町の隣に僕も友達がおるんですけど、聞いていたら家出られへんというような話でした。大変な大雪でございました。

今後、こうした経験を次につなげる対応策を講じていかなければなりませんし、建設協会とも密接に連携をしていただきまして、重機の確保、これはリースもありだというふうに思います。それから、降る前の準備、これも議員さんがおっしゃっていたんですけど、待機です。こういうことも必要ではないかと思ひますし、大雪が予想されているときには指定業者だけではなくて、協会を挙げて協力願う体制、先ほど言いました待機も含めまして、を整備する必要があると考えております。このことについてはいかがでございませうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 除雪につきましては、1月14日から1月25日までの間、除雪作業を行った日数が10日間、委託契約をしております町内業者7社、除雪機械17台によりまして、主要道路及びバス路線・通学路を中心に除雪作業実施いたしました。また契約業者以外の業者につきましても、9社、除雪機械15台により、委託契約路線以外の路線を中心に除雪作業に協力をいただきました。

例年にない降雪量でありまして、委託業者には昼夜を問わず除雪をいただきましたが、対

応が追いつかない状況でもありました。

今後につきましては、今回の大雪を教訓に、除雪の委託方法や除雪路線の見直し、また集落への支援策につきまして、検討してまいりたいと考えております。

また、民生児童委員の皆さんやサービス提供事業所等と連携して、支援が必要な高齢者や障害者の方々の安心安全確保につながるように、今後とも努力を継続してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 降ってからの移動というのは、業者さんについても大変困難だと思いますので、事前に重機の回送をしておいて、降るということになってきたら素早くかいてもらうというような体制、今回、篠塚議員さんからだったかな。京都国道と福知山国道の違い。確かに、私も、13日に孫が生まれて、15日、16日と南丹病院まで行ったんですけど、ここを境に京都国道は全くあかんかったですわ。こっちの福知山国道は、雪寒基地が井尻にありますし、京都国道はつぶれたのかな。寺尾道路さんの前にあったと思うんやけど、あそこに待機してやってくれていたらね。素早く対応できたんかなというふうに思うんですけども、その辺どういう調整になっているのかわかりませんが、十分、国とか、府とか、町が連携しないと、なかなか除雪作業ができないと。町も気張ってやってくれましたけども、府は関係ないからということで、府道をとばして、結局府道がおくれてしまって、町道がかけてとっても府道に出られないというようなことで、先ほど町長もおっしゃいましたように、弱者である高齢者とか、特に病気になったときになんかと思ったんですわ。救急車も入れへんしね。そういう意味で、本当に、各関係機関との連絡を密にして、今後、こういった事例が起こらないようなことの体制づくりを整備していく必要があると思いますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

ということで、特に、指定業者だけではなくに、建設協会さんと密に連携してもらって、除雪会議にも協会と一緒に取り組んでいただきたいなと思いますし、特に、今回、昼夜問わず、二日、三日も除雪していただいた業者さん、大変ご苦労さんやったと思うんですけども、そういった業者に、今日、監理課長に聞いたのかもわかりませんが、評価点でプラスにするとかそういう考え方はございませんか。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 今回の大雪の除雪に当たりましては、本当に、早朝から昼夜を問わず、そして、何よりも地域のために精力的な除雪作業を多くの建設業者さんにしていただ

いたことに、私も敬意を表しているところでございます。

今お話の評価点といいますか、加算点とも言いますけども、これにつきまして、また他市町の実態等も調査をするなどして研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） ぜひ検討していただいて、気張ってやってもらった業者にはプラスもなかったらということもありますので、ぜひよろしく検討をいただきたいと思います。

それから、開発団地の関係も質問が出ておりました。私も、認定外道路は、確かにその自治会が当然責任を持って除雪するのが当たり前でございます。当然、我々だって町道をかいているんだから、自分らもかきなというのが当然だと思うんですけども、例えばグリーンハイツですとか、丹波地区には結構あるし、そういうところには除雪機を貸与したらどうかなと思うんですけども、リースでもいいので。予報というのは、なかなか当たりにくい部分があるんですけども、大雪が予想されますとなれば、リースでも、町が買うというのはなかなか難しいので、していただいて、自治会に貸してやってえなという方法もあると思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。ただし、鳥取県で、プロが、土木業者さんがやっていて巻き込まれて死亡という事故もあったようでございますので、これは慎重に考えないといけませんけども、そういうことでやっていかんと、なかなか地元の業者もいないというようなこともあったりして大変だったと思います。ぜひそういうことも検討していただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） それでは、日本共産党の山田 均です。

平成29年第1回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

京丹波町は、1月の豪雪で農業ハウスなど大きな被害を受けました。被害を受けられた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

また、3月11日は、東日本大震災から6年目を迎えます。政府は復興支援を5年を区切りとして大幅な見直しを打ち出しております。避難した土地での生活から除染が完了したとして、ふるさとに帰れと言われても仕事の見通しもなく、生活再建の見通し也没有せん。しかも、除染が完了と言われても、裏山の数メートル先からは除染対象外の区域になっているため山にも入れません。福島第一原発の汚染水漏れは依然と深刻です。廃炉の見通しは全

く立っていません。政府自民党は、福島を事故を教訓とせず、次々と原発の再稼働の許可が発表されております。再稼働とあわせて原発の外国への輸出を強力に推し進めています。使用済み核燃料の使用方法もない中での原発の再稼働はあり得ません。きっぱりと廃炉に向けて踏み出すべきです。

今必要なのは、一人一人を大切に作る社会をつくる立場で政治を行うことです。憲法の解釈をゆがめるのではなく、国民が安心して暮らせる社会の実現のために、憲法を暮らしに生かす取り組みが必要です。地方自治体には住民の暮らしや営業を守るための施策を実施する責任と役割があります。町政運営についても、憲法を暮らしに生かすこの立場が求められています。

こうした立場から、次の4点についてお尋ねをいたします。

第1点目に、政治姿勢についてお尋ねをいたします。

安倍内閣は、戦後70年を節目に、海外で戦争をする国づくりに大きくかじを切る安保法制、戦争法の強行成立や秘密保護法や拡大盗聴法が強行され、もの言えぬ監視社会づくりが進んでおり、共謀罪はその仕上げともいえるべきもので、違憲立法であることは明らかです。共謀罪とは、実際の犯罪行為がなくても共謀、すなわち相談、計画をただけで処罰するものです。犯罪行為が実行された場合のみ処罰できるとした刑法の大原則を転換するだけでなく、思想及び良心の自由を保障した憲法第19条に背く違憲立法にほかなりません。政府は、テロ対策のためといますが、日本では、テロ防止のため13本の国際条約を締結し、57本の主要重大犯罪について、未遂より前の段階で処罰できる国内法も持っています。政府は、テロを防ぐ国際組織犯罪防止条約を締結するためとしていますが、この条約が採択されたのは同時多発テロ以前の2000年です。その目的は、マフィアや暴力団による経済犯罪への対処で、テロ対策ではありません。共謀罪で一般人は対象にならないと言われますが、判断をするのは捜査機関で、共謀をしているか、つかむためには多数の一般人が盗聴や監視の対象となります。テロ対策と国民を欺き、国民の思想や内心まで取り締まろうとする共謀罪は、もの言えぬ監視社会をつくるもので、現代版治安維持法と呼ぶべきものです。共謀罪をテロ準備罪に変えた法案に日本弁護士会連合会を初め、多くの団体や個人から一般市民が捜査機関の監視下に置かれる可能性がある法案として、反対の声が急速に高まっています。国会でも、メールやLINEでも合意が成立すると、法務大臣が答弁するなど、日常会話が犯罪にされる危険が鮮明になっています。絶対につくってはいけない法律と考えますが、町長のテロ等準備罪に名前を変えた共謀罪に対する見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことについては、国会の場で議論をしっかりとされるべきだというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長も京丹波町民の代表として、また、住民の安心安全を守る立場でありますので、やはりこういう問題についてもきっぱりとした対応をとるべきだということも申し上げておきたいと思えますし、憲法9条を持つ国として、安保持制をやめることで、これが武力を行使しない国、交渉によって平和的に物事を解決していく国だ。内外に示すことこそがテロ対策になるということも申し上げておきたいと思えます。

第2点目は、新庁舎建設についてお尋ねをいたします。

議会では、昨年12月議会の最終日に開催された全員協議会で、新庁舎建設基本計画審議会答申の内容について報告を受けました。そして、3月定例会の初日に答申を受けて、京丹波町としての基本計画の質疑も行いました。当日は、担当者の説明でしたが、改めて町長にお尋ねをしておきたいと思えます。

基本計画では、新庁舎の基本理念として5点が挙げられていますが、平成17年の3町合併に向けて行われた合併協議会で確認をされた協定内容を見ますと、地域自治制度、公益となるために地域の要求や要望などを反映させる制度です。これについて、組織を設置しない理由として、住民を代表する区長会や支所機能を生かした住民の意思疎通も十分に図られるとの判断で、地域審議会などの組織を設置しなかったとしております。支所は、合併当初は参事が配置をされ、支所で決裁できる予算措置もされておりました。職員数も瑞穂支所で25人、和知支所で22人が配置をされておりました。合併11年目、新庁舎建設は、京丹波町のこれから目指すまちづくりの中で、新庁舎と支所の位置づけ、少子高齢化の中でワンストップサービスとして教育委員会や各課を集約することが町民の暮らしを支え、安心安全なまちづくりの方向としてこれでよいと考えておられるのか、見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3町合併協定書、それをもとに策定されました新町まちづくり計画では、新町の事務所は丹波町に置き、瑞穂町、和知町に支所を置くこととされております。現在までその方針を引き継いでおまして、今後も瑞穂、和知支所の機能は現状のとおりとし、住民生活に密接に関係する部分は引き続き地域に定着した支所において機能を維持してまいります。

新庁舎への教育委員会、保健福祉課、水道課の集約につきましては、1カ所に集約することで、町民にとって利便性が高いワンストップサービスが展開できます。用事が1カ所で完

結し、部署間の連携により迅速な対応が可能となります。少子高齢化や人口減少に向けて、一つに集まって連携を図ることで、効率化と迅速な施策の展開により、京丹波町の発展につながると考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 合併11年目で、今、瑞穂支所9人、合併当初の職員数でいきますと36%、和知支所は9人で41%ということで、半分以下の職員体制になっておられるわけでございます。大幅に縮小をされております。支所に行っても、本所へ問い合わせが多く、結局本所に行ったほうが早いという声も聞くわけでございます。支所の権限というのは、合併当初と大きく変わっていると思いますが、どういうものが変わったのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長

○総務課長（中尾達也君） 合併当初の支所の人員等に比べまして、現在の人員というのは確かに減少をしているところでございます。しかしながら、業務の内容等におきましても、合併当時の支所の状況と何ら変わりはないというふうに理解をしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 職員数を見ただけでも半分以下になっているわけでございますから、何も変わっていないということはないというように思います。結局、本所への取り次ぎの仕事が中心になっているというのが実態ではないかと。新庁舎建設でワンストップサービスということになりますと、本所に集約をすれば、町民は今まで以上に本所で用事を済ますということになります。支所の存在がさらに弱くなり、支所の縮小、廃止に向かうのは合併自治体の先進事例からも明らかではないかと思いますが、新庁舎建設の基本理念は、京丹波町のまちづくりをどう進めていくのかと。密接に今結びついていると考えますが、もう一度、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 多分、支所の職員数が減るということは、本所も減ってきたんだというふうにまず理解しているのですが、何度も申しておりますとおり、和知支所にしましても、瑞穂支所にしても、しっかり機能を維持するというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 審議会の議事録を見ておきますと、やはりその中でいろいろな意見が出されております。「支所には最低限の窓口を残すなどしながら進めていくという考え方が

大事である」とか、「基本計画の将来的には支所もなくなっていくという考えのもとで検討をすればよいのではないかと」と、こういう意見も出されておりますし、「町の財政を考え、どうしても必要な規模で計画をするべきではないか」という意見も出されておるのですが、事務局の答えとしては、規模について、基本計画ではなく基本設計にかかわる部分というように言って、その辺は曖昧になっております。そのことを考えますと、本当に今言われるように、町民自身が支所の役割がどんどん薄れていけば、そういう方向に行くのではないかとと思うんですが、そうすると、やはり支所の権限機能を強化していくということこそが大事だと思うんですが、その辺はどうなのかということをお尋ねをしておきたいと思っておりますし、先日の基本計画の説明の場、新庁舎に職員を集めるということで、旧町の商店街が疲弊するのではないかと指摘もあったのですが、結局、旧町の商店街などへは、物品購入で対応するという説明もあったのですが、結局、そういう考え方というのは町長もそういう考え方なのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 審議会等の中での意見について、意見を出してもらったら困るということではなしに、自由に審議会で発言をしてもらおうということを私は期待していましたので、そういう意見が出ていたのかなというふうに、今、改めて認識しているんですが、権限等については、とにかく今の支所機能をしっかりと守るというふうに答弁していますので、そのように理解してもらって、権限を強めるとかそれ以上そういうことは考えていませんけど、機能を守るということはこの場ではっきりと答弁をもう一度しておきたいと思っております。その他については、担当者が答弁したとおりであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 結局、そのように言われますが、やっぱり権限というのは、予算を持たずとかそういうことが権限の大きな部分でございまして、やはり合併当初にあったように、支所に一定の予算を出して、その予算で支所管内の仕事も支所の権限でできるというようなことも私は考えるべきだということも申し上げておきたいと思っております。

もう1点は、新庁舎の規模や建設費などの考え方についてお尋ねをしておきたいと思うのですが、基本計画の説明を聞いておきますと、新庁舎に求めるものは何かと。新庁舎建設の面積は事務室、会議室などの機能を考慮し積み上げて算出した延べ床面積を合計した面積が5,800平米程度必要になると。こういうようにしておりますし、また、250人規模の大会議室も必要ということになりますと、そのために駐車場も最大数必要と。こういうように算

出をされて、必要面積が1万8,000平米と算出をされております。京丹波町の財政規模に見合った建設費、例えば10億円までなのか、15億円までなのか、将来を考えれば10億円以下の建物にするとか、総額を決めてその予算の中で知恵と工夫を生かした新庁舎を考えるべきではないかと。やはり身の丈に合った庁舎とすべきではないかと思うわけですが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また、庁舎規模につきましては、町民の皆様と常に接している職員自身が「住民の皆様を迎える庁舎を職員自身が考える」という方針のもとに、住民サービスのニーズの把握、事務の効率化の観点から踏まえた新庁舎の機能などや面積を試算しまして、新庁舎建設基本計画審議会で審議されたものであります。設計段階において、利用のしやすさ、配置の工夫、コスト縮減や将来の不確実性等の観点を踏まえて、試算した規模を参考値として、最適な規模を確定してまいります。

事業費は庁舎規模に先進事例の単価を乗じて算出したものでありまして、設計段階で床面積の精査、適切な照査等を行い事業費の抑制に努め、可能な限り町の実質負担額の低減に努めてまいります。

新庁舎建設基本計画は、審議会から答申を受けた内容を反映しておりまして、町民の皆様の声が反映されていると考えております。なお、パブリックコメント募集においては、特に規模や事業費について財政計画への影響を心配されている声もあったと承知しております。事業費の抑制に努めるとともに、今後、事業を進める上において、さまざまな媒体等で事業進捗や取り組み等について、町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

もう一つ、山田議員さんが、支所機能を私はきちっと守りますと言ってるのに、事業費を減らしてとかいうようなことを発言されてるでしょ、予算を減らしてとか。そういう事実を確認されてるんですか。私が、例えば、和知支所から、あるいは瑞穂支所から予算要求があったことを、それは認めないというカットした事実があるんですか。

（山田議員の発言あり）

○町長（寺尾豊爾君） 何かそういうふうなね。予算がカットされていくとか言ってはるけど、私はきちっと支所機能を維持しますって答弁しているのに、その後また言うてますやん、そういうことを、そういう趣旨を。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっとその辺は町長との私との見解の違いがあるかもしれませんが、そういうことを言っているのではなしに、支所で自由に使えるお金が、当初、参事というク

ラスが置いてあったので、その参事が決裁できる予算があったという意味で私は申し上げたので、今、参事はおりませんので、そういう意味で申し上げたということだけは申し上げておきます。

基本計画の中で、今、建設費と庁舎の広さの問題でございましたけども、いただいた資料編の28ページを見ますと、庁舎の規模の算定というところがございまして、いろいろ基準が試算をされておりますが、3つの事例がありまして、そこから試算をするようにしております。これはどれをとったというより、それぞれの部分をとってやっておるわけでございますけども、本来なら総務省の地方債の庁舎算定基準という、平成23年以降に廃止をされておりますが、これが一つ基準になるのではないかと思うんですけども、見ておりますと、新営一般庁舎面積算定基準ということで、国交省のそういうものも取り上げられて広い面積がされておるんですが、その辺はどういう考え方なのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 庁舎の規模の算定につきましては、資料編にも掲げておりますような形で、本町の場合ですと、総務省の地方債の庁舎の算定基準、あるいは国土交通省の算定基準、それから他の先進の自治体庁舎の事例ということで、参考となります資料につきまして多面的なといえますか、多方面からのものを参考としまして、その基準とさせていただいたところでございまして、基本的な部分を決定する算出の根拠とさせていただいたものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省の地方債の算定基準だけで見ますと、合計すると1億9,700万円の差が出てきます。これだけでも事業費が低くなるなど。わざわざ国土交通省の算定率を使ったりはしているわけですけど、その辺はもっとそういうことが十分考えられておるのかということをおもうわけでございます。といいますのは、先日、南丹市の新庁舎の事業費20億円規模という新聞記事が2月23日に載りました。町民の方からは、何で京丹波町が34億2,000万円で南丹市が20億円なのかと。率直な声も出されております。何でそんな大きい規模が必要なのかと。これは本当に説明責任があると思うんですが、どういうようにその辺はされる考えなのか、やっぱり説明責任を果たすべきであると思えますが、その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 積算に当たりましては、面積規模とかそれぞれ積算の基準となりました考え方によりまして、金額もそうですけれども異なっております。できるだけ最新の

といたしますか、現在の庁舎の機能とかそういったものを基準に算定の基礎においておりますので、金額的にも高くなると思いますか、充実したものになるというふうには予想をしているところでございます。

それから、他市町との比較ということになりますけれども、本町におきましては、先ほども町長が答弁されましたように、住民のサービスの向上のためにということで、職員みずからいろいろと知恵を出して、面積的な規模でありますとかそういったものを算出し、積み上げてきたというところがございますので、計画の段階におきましては、その積み上げに標準的な単価を掛けまして算出をしたところでございます。今後におきまして実施に移す段階で、そこら辺はしっかりと精査をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 大きかったら充実ということではないと思うんですが、やはり住民の方から見てどうなのかという立場で、私は町長が常に言われる住民目線ということを考えるべきではないかと。職員同士の間では、確かに、一つのフロアにおれば連携もしやすいし、連絡もしやすい。これは当然だと思うんですけども、やはりそこには住民の方がどうかと。職員はちょっと少々不便でもちょっと行ったりするというのは、そら、仕事として当然私はそういう立場でやるべきだと思いますし、そういう面から言いますと、やはり町民の方がどう考えるか、町民のためにどうするんだという立場が私は必要だということを申し上げておきたいと思いますし、当然この建物を建てれば、明るく日から維持管理費が発生するわけです。当然その費用も大きくすればするほどもちろん費用が要るわけでございますので、その辺も十分考えた上で、私は新庁舎というのは考えるべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

それから、パブリックコメントとして実施をされてます。いろいろな意見も出されておりますが、町長は30日ということを言われましたが、町民からその間に出されております新庁舎についていろんな意見が出されておりますが、庁舎建設は最低必要限度の大きさや規模との声も出されておりますが、そういう声についてはどういうように考えておられるのか、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何か議論がかみ合わんと思いますけどね。よその町のことを言うてはるんやけれど、同じ設計図書ならね。そら、23億円で20億円というたら向こうの方が安いとかね。こっちが能力ないとかいうふうに簡単に比較できますけどね。全然違う、全くどういふものを建てはるかもわからんわけでしょ。え。こっちのことだってまだわからへん

わけですよ。そやから、住民の今言わはったとおり、私は住民目線できちっとお答えしてるということを答弁としておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私は今のパブリックコメントのことを聞いただけでございますのでね。その点は今の答弁だというようにしておきたいと思いますが、やはり京丹波町の財政規模に見合った、将来を見据えた総額を決めて私は考えるべきだと、新庁舎を。そういう点だけ申し上げておきたいと思います。

第3点目は、第三セクターについてお尋ねをしておきたいと思います。

平成27年1月9日に丹波地域開発株式会社に対して、土地売買代金と経営安定化補助金が支払われまして2年が経過をいたしました。第三セクターとして丹波地域開発株式会社の今後の運営等について、町としての方針についてお尋ねをしておきたいと思います。

総務省自治財政局長名で出された平成26年8月5日付、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、第三セクター等の経営健全化等に関する指針が策定をされました。各地方公共団体は、指針の内容に十分留意の上、適切な対処をお願いしますとしております。

指針の基本的な考え方として、環境を有する第三セクター等について、みずからの判断と責任により徹底した効率化、経営健全化等についての取り組みを進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。出資原則25%以上を行っている法人、損失補償等の財政支援を行っている法人、その他経営に自主的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化、経営健全化等に取り組まれるよう留意されたい。

2つ目には、議会、住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、経営状況等を一覧できる資料の作成・公表、積極的な情報公開等に取り組み、理解が得られるように努めることが求められるとしております。

地方公共団体から独立した事業主体として、みずからの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものであると。

また、内部における組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体、市町村としての指導・監督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましいとしております。

公的資金を投入した丹波地域開発株式会社は、効率化、経営健全化等に取り組むべき第三セクターに該当し、組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営上の重要事項の指導・監督方針や基準を指針に基づいて策定をされておれば、明らかにされたいと思

ます。また、策定されてない場合には、至急に策定すべきと考えますが、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成26年度に実施しました経営支援により、日常の身近な買い物の場所として、あるいは地域経済の活性化を担い、雇用を生み出す場として、さらに観光や文化振興等を担う拠点施設として、その存在感を高め、町民の皆様にとって、ますます地域に貢献する施設となるよう、筆頭株主として公共的あるいは公益的な観点から、必要に応じて助言を行うなど、適切に関与してまいりたいと考えております。

また、丹波マーケスの運営においては、第三者機関として丹波マーケス運営協議会を設けられ、産業支援機関や大学、一般消費者の皆様などを委員として、さまざまな視点からご意見や提言をいただいているところであります。そうした客観的な視点、あるいは消費者目線からの貴重な意見を十分に精査し、施設の運営に反映させていくことが重要であると考えております。

一つだけ山田議員さんに言っておくんですが、総務省、指針、指針言っはるのはね。営業損益でね。赤出した会社のことをおっしゃってるんですよ。丹波地域開発株式会社のような話と違いますよ。みずからの判断とかいう言葉を使っってですやん。土地取引についてもみずからの判断がなかったということはずっと我々は言うてるんでね。ご理解をそろそろいただきたいと思いますけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省が出されておる指針というのは、今ありましたように、赤字の運営をしているところだという見解でええと。黒字の場合には、そういうことは必要ないと。そういう指針を含めてですね。そういう見解なのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん営業をすることによって赤が出とったとしたらね。こんなことを恥ずかしい、多分、丹波地域開発株式会社も要望も出なかったやろし、そんなことできなんだと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私がお尋ねしている指針に基づく町としての求められる丹波地域開発株式会社への策定をすると。いろんな項目があるわけですが、第三セクターに対して。そういうことについての答えがなかったということで、これについては策定する必要はない

というように考えておられるというように理解をしたいと思います。

もう一つ、第三セクターは、出資比率25%以上が監査請求の対象となっております。京丹波町が丹波地域開発株式会社の出資金というのは3億300万円ですが、京丹波町が各団体へ出資をしております割合の一覧表を見てみますと、町が主導した第三セクターでも3,500万円が次に多い出資金でございます。考えますと、10倍近い3億300万円の出資を丹波地域開発株式会社にはしておるわけでございますが、50%以下ということで報告義務がないとしております。6億700万円の公的資金、もちろん土地購入と合わせてでございますけども、これを合わせますと9億1,000万円ということになるわけです。だから、当然、丹波地域開発株式会社の事業報告というのは議会に報告すべき第三セクターに加えるべきと考えますが、その点についての町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 毎年9月議会の全員協議会において事業報告及び決算状況について報告しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 9月議会で報告受けておりますか。それは報告義務のないその他の報告として受けておるわけでございますが、私は申し上げておるのは、報告義務のある報告の中へ加えて報告をすべきではないかというようにお尋ねしたので、その点について見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今おっしゃるように、その他の事項で報告は毎年させていただいております。加えて、その場において議員さんのほうからもいろんなご意見も頂戴しているということですので、実質的にはおっしゃっているような公表すべき状況に現実としてはあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 実質的に報告をしておるんだということでございますが、6億700万円を9月議会に出されて、いろいろ議論がされた経過がありますが、改めて見てみますと、そこでのいろんな答弁、やりとりの中で、これからは当然そういう報告義務の中に入れて報告するというような発言も出てきております。そういう点も、もう一遍しっかり見ていただいて、25%以上というのは、監査対象になる第三セクターでございますので、そういう一つの線をつくって、25%以上のものは報告するんだという立場に立つべきだという点

を申し上げておきたいと思います。

それから、京丹波町が出資をしております第三セクターは、合併前の旧町のときに、それぞれの目的をもって設立をされました。町が主導的に行った第三セクターは、出資割合を50%以上として、町が主体的責任を持つ第三セクターとして運営をされてきました。中には民間企業と立ち上げた第三セクターは、出資比率を50%以下にして、民間主導で運営が行われておりますし、現在も行われております。丹波地域開発株式会社は、出資比率を50%以下にして議会への報告義務はなく、住民の監視が届かない仕組みで取り組みがされてきたというように思うわけですが、町の関係する第三セクターについて、設立の目的によって出資比率や運営形態も違いますが、総務省の指針が示す今後の第三セクターのあり方について、どのように考えておられるのか町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内の第三セクターの取り扱いにつきましては、総務省の指針に基づき、行政として、経営状況等の把握、監査、定期点検等、必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう1点お尋ねをしておきたいのですが、丹波地域開発株式会社、丹波マークスの運営にかかわって情報公開の関係なんですけど、丹波マークス内に各テナントに丹波地域開発株式会社はテナント貸しをしておるわけです。それが丹波地域開発株式会社の会社というのは不動産業を会社の目的にしておるわけですから、当然だと思わすけども、当然、テナントに貸し付けている面積は明らかにすべきであるというように思うわけですが、そのテナントのそれぞれの使っている面積を明らかにすべきだと思いますが、これは第三セクターの企業秘密ということで公開できないということなのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どういうご質問か、もう一つ理解できませんけれど、出店者が了解しはったらそういうことでよいのではないかなと思いますけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 出店者といいますか、テナントの経営内容をどうこうということではなしに、丹波地域株式会社が不動産業として業をしておるわけですから、それを各商店の皆さんに場所を貸しておるわけですから、その貸しておる場所の面積は、例えばAの会社は5

0 平米ですよと。30 平米です。それを明らかにすることは何ら企業秘密にならないと私は思うんですが、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうところまで町長としては関与しません。答弁する立場にもないことを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5 番（山田 均君） 町が筆頭株主ということを常に言われるわけですから、当然、町は、丹波地域開発株式会社の筆頭株主で、社長もいわゆる副町長がやっておるわけですから、行政が大いに関与しておると。それが第三セクターなんだと言われるわけですから、当然、情報は公開していくというのが当然だということを申し上げておきたいと思いますし、当然、公表すべきだという点も求めておきたいと思います。

第4点目には、施政方針について質問をしたいと思います。

「活力」あるまちづくりということの面からお尋ねをしたいと思いますのですが、京丹波町の農産物の生産振興対策として、消費者が求める安全・安心な農産物への志向が高まる中で、売れるコメづくりや黒大豆・小豆など、土地利用型作物やソバ・京野菜などの生産振興や直売所の取り組みを支援をしていくとしております。

安倍自公政権の下では、強力に推し進められている農政改革の中で、農協が行う農産物販売は、農家から集荷した農産物を農協は委託を受けて市場出荷を含めて販売をしておりましたが、今度は、農協が農家から一旦買い取った上で販売するという方式になります。そのために、保存が効かない野菜などの農産物は、販売にリスクが伴うために、当然、買い上げる価格は低くなると考えられます。

また、平成30年度からは、水稻の作付面積の割り当て、行政による米の生産数量目標の配分が廃止をされまして、需要に応じた生産を行っていくということになり、農家自身が自由に生産し販売ができるとしております。これでは中山間地域での農業経営は一層困難になることは明らかです。そして、高齢者が進む中で、荒廃地や遊休農地が増えていくということは想像に値しません。京丹波町の基幹産業として位置づけている農業、農業振興対策としても農産物の販路をどうしていくのか、消費者が求める農産物はどんなものなのか、何が求められているのか、付加価値をどうつけるのかが必要になると考えます。

農業振興対策として町独自の基準を設けた「ブランド米」や農産物のブランド化などを推進すること、「堆肥100%で低農薬」、化学肥料や農薬は使わない、有機JAS認定は求めない米など例外もあるなど、町独自の栽培基準を設けた「有機の農産物」栽培が必要と考

えます。本町としての具体的な生産振興対策をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生産振興対策ですが、京都丹波米良食味推進協会の取り組みにあわせた、良食味米生産と環境に配慮した特別栽培米の生産「京都こだわり栽培指針」に基づく京野菜の生産や特産である黒大豆・小豆の生産を初め、地域の特色ある作物の生産振興を図ります。

また、有機栽培も含め、知事の認定を受けるエコファーマーの取り組みを推進してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1月30日に、島根県の浜田市の弥栄支所というところの産業振興係の岡田さんという方から弥栄町の取り組みという講演を聞きました。水稻栽培で採算がとれる、いわゆる法人の価格、米30キロ7,500円ということにして、7,500円で売れるためにはどうすればいいのかと、情報を集め、協議をして、独自の栽培基準でつくった米を独自の名前をつけて、ブランド米として販売するという実例を聞きました。儲からなければ後継者は担い手もできないということは当然です。後継者・担い手対策としても、振興対策としても、売れる米づくりというのが必要だと思うんですけども、本町が目指す売れる米づくり、今、京都府の一つの基準を言われましたけども、やはり京丹波町独自の取り組みが必要ではないかと思うんですけども、そういう考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町というブランドで売り出して、何か傷ついたとき全体がやられるんで、さきに説明したような方法が京丹波町の生産者を守るという視点で答弁をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ということになりますと、京丹波町の独自の押し出し方はしないということだと思うんですけども、私はやっぱりそういうものを、しっかり基準をつくってやると。それぞれがもっと責任を持ってやるという方向に行くべきだという点も申し上げておきたいと思います。

担い手対策について伺っておきたいと思うんですけども、本町にとっても非常に大事な問題でございます。平成30年から米の直接支払交付金制度が廃止をされまして、農家の収入

は大きく打撃を受けることとなります。そういう点から言いますと、本当に担い手対策というのは非常に大きな問題になってきております。京力農場プランをつくりましても、認定農業者や法人や新規就農者はそれになりますが、現在の中核的な農家というのは、そういう位置づけをされても何らそういう人たちに対する支援がありません。そういうものも町独自で支援策をつくって、今支えていただいております中核的な農家への支援も私は考えるべきだと思うんですけども、その点についての見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 消費者の安心・安全や食味への志向が高まる中で、種子更新による品質の確保と、京都丹波米良食味推進協会の取り組みに合わせまして、取り組みを進めております。

先日、2016年日本穀物検定協会、食味ランキングで京都・丹波産「キヌヒカリ」が「特A」評価を獲得しました。今後は、「特A」評価の維持とさらなる良食味米生産への取り組みを推進してまいりたいと思っております。

また、酒造好適米や新規需要米等の需要に応じた生産を推進してまいります。

担い手の育成や確保につきましては、集落や地域の話し合いに基づく「京力農場プラン」の作成・実践を推進し、プランに位置づけられた中心経営体である集落経営体や認定農業者等、地域の中核的な担い手に対し、農業機械の導入や施設整備に対する支援を行います。

また、担い手養成実践農場事業を活用しまして、技術習得から就農までを一貫して支援するとともに、就農前後の青年就農者に給付金を支給し、新規就農者の育成を支援してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今の状況を聞いたと思うんですけど、私が申し上げているのは、今、集落の中で、今言われました該当しない中核的な農家の方、支えておる農家の方に対しても、町がもっと支援をすべきではないかと。例えば、農機具を買うときには一定の支援をすることか、そういうことでしていかなければ、今の法人、認定農業者、新規就農だけでは地域を支えていけないと思うわけでございまして、その点についての見解を伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） そういった状況の中でですけれども、やはり集落の中で話し合いをしていただいて、京力農場プランの作成の中において、やっぱり集落の核となる農家

の方が集落営農組織であったり、認定農業者であったりというようなことを考えておるところでございます。やはりそれ以外の中核的な担い手の方におかれましても、認定農業者や集落営農組織が経営をしていく中では、一定そうした方にも農地の集積も必要になってこようかというようにも考えておりますので、集落の中で検討をいただいて、今後進めていただきたいというように考えておるところでございます。

一方では、地域で京力農場プランの作成をいただきまして、そうした農家さんに農地を集積しますと、国からの助成金も一定額入ることになっております。そうしたものについては、集落で有効に活用いただくなど、集落全体でお取り組みをいただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） やはり中核的な農家、地域を支えている、集落を支えておる農家に対して、やはり町は独自の支援策を私は考えるべきだということを強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田、均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。2時55分まで。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）から、日程第17、議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

《日程第4、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）から、日程第17、議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） これより、日程第4、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）から、日程第17、議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、今期定例会の開会以来、議員各位には熱心にご審議いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正前の額117億7,948万5,000円から今回2億1,012万8,000円を減額し、補正後の額を115億6,935万7,000円とすることをお願いしております。

国の未来への投資を実現する経済対策に基づく補正予算に対応した事業の追加を行うほか、年度末を迎えまして、決算見込みによる精査を行い編成したものであります。

主な増額を要する内容といたしましては、本年1月14日からの降雪により被害を受けましたパイプハウスの復旧支援補助を行う農業振興事業に9,639万円。有害鳥獣捕獲報償金の増額など有害鳥獣対策事業に1,182万7,000円。地方創生拠点整備交付金活用事業として、映画とロケ地のバックヤード倉庫の整備を行う鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に6,650万円。ロケ地の誘致や特産品の開発、また映画に関するイベント開催を通じて、地域の人材がさまざまな形で映画づくりに参加できる機会を創出する映画等ロケ人材バンクを開設し、映画ロケ地の町を目指す「地域の人事部」戦略策定事業に1,464万4,000円。河川等災害復旧事業に2,497万9,000円などを追加しております。

そのほか、各費目につきまして、最終的な見通しによる精査を行うものであります。

歳入につきましては、決算見込みに基づく精査を行い、町全体で6,926万1,000円の増。国の経済対策による交付金の追加や事業費の精査により、関連する特定財源の見込み計上をしたものであります。

また、繰越明許費として、道路新設改良事業や森林管理道開設事業等事業の進捗状況から8億3,625万6,000円の計上をお願いしております。

今後とも速やかな事業の推進に努める所存でありますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につ

きましては、補正前の額が23億3,943万6,000円から6,843万4,000円を減額し、補正後の額を22億7,100万2,000円とすることをお願いしております。共同事業交付金拠出金等の確定に伴う精査によるものであります。

議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額2億1,679万3,000円に534万4,000円を追加し、補正後の額を2億2,213万7,000円とすることをお願いしております。京都府後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料と負担金の追加を行うものでございます。

議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定で補正前の額22億5,718万4,000円から2,027万1,000円を減額し、補正後の額を22億3,691万3,000円とすることをお願いしております。介護サービス事業費等の精査を行うものであります。

議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額17億3,240万円から1,730万円を減額し、補正後の額を17億1,510万円とするものであります。水道管理費において、水道管移設工事の実施年度見直しに伴う事業費の減額などの精査を行うものであります。

議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額9億5,590万円から2,247万円を減額し、補正後の額を9億3,343万円とするものであります。農業集落排水施設整備事業及び公共下水道施設整備事業において、事業実績に基づく減額などの精査を行うものであります。

議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額529万6,000円から255万円を減額し、補正後の額を274万6,000円とするものであります。育英給付金の確定により減額するものであります。

議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額130万円に187万円を追加し、補正後の額を317万円とするものであります。

議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額1,592万5,000円から61万3,000円を減額し、補正後の額を1,531万2,000円とするものであります。

議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額735万円から27万1,000円を減額し、補正後の額を707万9,000円とするものであります。

議案第41号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額418万7,000円から130万円を減額し、補正後の額を288万7,000円とするものであります。

議案第42号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額350万円に12万3,000円を追加し、補正後の額を362万3,000円とするものであります。

各財産区とも財産収入等の精査及び財産管理経費等の補正を行うものであります。

議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的収支からそれぞれ30万円を減額し、補正後の額を収益的収入で10億2,980万円に、収益的支出で10億7,840万7,000円とすること、及び資本的収入から1,935万1,000円を減額し、補正後の額を1億1,862万7,000円に、資本的支出から2,039万2,000円を減額し、補正後の額を4億2,583万3,000円とすることをお願いしております。

収益的支出では、人件費及び薬品費等の精査を行うものであります。また、資本的収入では企業債の減額を行うとともに、資本的支出では京丹波町病院及び和知診療所における医療機器購入経費の精査を行うものであります。

議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、平成28年第3回臨時会に議決いただきました本工事請負契約の契約金額に133万560円を追加しまして、8,544万4,200円とすること、及び工期を平成29年3月31日から7月31日に延長することをお願いするものであります。

仮設足場設置後に施工箇所調査を実施しましたところ、当初予定しておりました断面修復ひび割れ補修箇所以外に施工箇所が見つかりましたので、工事費を増額するものでございます。

また、工期につきましても、工事着手前の地元調整や水道配水管の橋梁添架工事と施工時期が重なったことから、不足の日数を要し、年度内完成が見込めなくなったため、工事期間を延長させていただくものであります。

以上、今回提案させていただきます議案の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いをいたします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の予算から2億1,012万8,000円を減額し、補正後の額を115億6,935万7,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。総額につきましては、8億3,625万6,000円となっております。

それでは、資料といたしまして、別に繰越理由等一覧表を配付させていただいておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと存じます。繰越理由等一覧表には、一般会計分、特別会計分の全てを計上しておりますので、それぞれの会計でご確認をいただきたいと思っております。

なお、表の右上に会計名を記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計につきましては、資料1ページから5ページまでとなっております。合計で20事業、8億3,625万6,000円となっております。

繰越事業の主なものといたしましては、1ページ下から3つ目の経済対策臨時福祉給付金事業で、6,799万円の繰り越しをお願いしております。平成29年4月から平成31年9月までの支給分として予算化をしているものでございまして、支給完了が年度内に見込めないものでございます。

次に、2ページ目の上段、農業振興事業で、9,720万円の繰り越しをお願いしております。本補正予算で計上させていただくものでございまして、本年1月14日からの降雪により被害を受けたパイプハウスの復旧支援補助金で、被害状況の把握や京都府の補助制度との調整などに時間を要したものでございます。

同じく中ほどの鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業で、1億1,733万円の繰り越しをお願いしております。今回の補正予算で国の一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策、未来への投資を実現する経済対策に基づく地方創生拠点整備交付金事業を活用し、ロケ地バックヤード倉庫の建設工事費などに6,650万円を追加をしております、これを含めた額としております。

次に、3ページの中ほどでございます。

道路新設改良事業で18事業、2億5,059万3,000円の繰り越しをお願いしております。それぞれ地元調整や関係機関との工事調整に時間を要し、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをさせていただくものでございます。

最後に、5ページ中ほどの河川等災害復旧事業で、4,564万円の繰り越しをお願いしております。町道1件、河川5件で、地元調整や関係機関との工事調整に時間を要し、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをするものでございます。

まことに簡単ではございますが、以上で繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書に戻っていただきまして、10ページ、第3表地方債補正でございます。

目的別の補正内容につきましては、後ほど事項別明細書の23ページから町債のところでご確認をいただきたいと思っております。

まず、合併特例事業、合併特例債であります。8,220万円を減額をしております。和知地区地域交流拠点整備事業及び道路改良事業費の減額に伴うものなどがございます。

次に、過疎対策事業、過疎債でございます。4,350万円を減額をしております。地域資源活用推進事業や小学校の施設整備として、空調設備設置事業などで事業費の減額に伴うものと、道路新設改良事業費の増額によるものでございます。

次に、11ページの緊急防災・減災事業におきましては、道路改良事業費の減額によりまして2,650万円の減となっております。

一般補助施設整備等事業でございます。こちらでは鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきまして、拠点整備交付金を活用しましたバックヤード倉庫の整備費、交付金の補助率が2分の1となっておりますので、その残額でございます。これにつきまして事業充当をするものでございまして、新たに2,170万円を計上をいたしております。

1枚めくっていただきまして、12ページの災害復旧事業では、新たに予算計上しました河川等災害復旧事業に充当するもので、820万円の増額をしております。発行額総額で1億2,230万円の減の12億9,830万円となります。このうち約77%の9億9,550万円が交付税算入をいただける地方債となるところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入の町税でございます。個人町民税の個人所得割におきまして、収入見込み等から1,613万7,000円の増加などによりまして、町民税の決算見込みで1,073万7,000円の増、また、固定資産税の償却資産におきましても、決算見込み等によりまして6,009万1,000円の増などとなっております。

5ページのたばこ税におきましても、現状推移の精査によりまして、243万7,000

円の減としております。

5 ページから 7 ページにかけましての各種交付金につきましては、6 ページの地方消費税交付金では、額が確定をしておりますして 2, 265 万円の減となっております。それ以外につきましては、京都府の推計資料に基づく決算見込みによりまして補正をさせていただいたものでございます。

以下、分担金、負担金、使用料等の特定財源につきましては、実績見込みによる精査でございます。

次に、11 ページ、14 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、3 目、災害復旧費国庫負担金では、河川等災害復旧事業の財源としまして、1, 458 万 5, 000 円の増額としております。

2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金では、地方創生拠点整備交付金として、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におけるバックヤード倉庫の整備費の財源としまして、対象事業費の 2 分の 1、2, 175 万円の増額と、地方創生推進交付金として取り組んでおります各種事業費の精査によりまして、70 万円の減額としております。

12 ページ、7 目、教育費国庫補助金、1 節、小学校費補助金では、空調設備設置に対しまして、学校施設環境改善交付金が交付されなかったことから、3, 345 万 6, 000 円の全額を減額するものでございます。

次に、13 ページ、3 項、国庫委託金、3 目、商工費国庫委託金では、地域の人事部戦略策定事業委託金としまして、地域の人材がさまざまな形で映画づくりに参加できる機会を創出する映画等ロケ人材バンク開設などの事業に、1, 464 万 4, 000 円を計上をいたしております。

以下、国・府補助金等につきましては、事業実績見込み等によりまして精査を行ったものでございます。

少し飛びまして、19 ページ下段の財産収入、1 目、不動産売払収入、2 節、立木売払収入では、町有林の皆伐等に伴います売り払い収入で、334 万 7, 000 円を計上をしております。

次に、20 ページ上段の 2 目、出捐金残余財産配分収入では、南丹・京丹波地区土地開発公社の解散に伴いまして、分配されます出資金等の分配金としまして、1, 090 万 6, 000 円を計上をしております。

次に、18 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整によりまして 1 億 496 万円を減じております。補正後の繰入額は 3 億 2, 087 万 9, 000 円と

なりまして、平成28年度末の基金残高は17億3,273万5,000円と見込んでいるところでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、25ページからの歳出につきまして説明をさせていただきます。

主立ったものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、25ページからの各費目の人件費におきましては、精査による増減を行っております。

26ページ、5目、財産管理費の事業項目の下段の新庁舎整備事業では、事業の執行見込みによりまして、13節、委託費、測量設計監理業務等委託料に2,100万円を減額をしております。

このほか、総額で2,143万2,000円を減額させていただいております。

飛びまして、36ページの3目、農業振興費の事業項目の農業振興事業では、歳入でも説明をさせていただきましたように、雪害によりますパイプハウスの復旧対策補助金としまして、京都府の補助要件を満たすものについて40%の上乗せ補助など単独補助を含めまして、農業生産施設緊急復旧対策事業補助金として、総額で9,720万円を計上をしております。

また、有害鳥獣対策事業では、捕獲報償金の増額など1,182万7,000円を計上をしております。

37ページの4目、畜産業費の事業項目、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業では、ロケ地のバックヤード倉庫の整備事業の追加などで、6,650万円を計上をしております。

40ページ、3目、観光費の事業項目の下段、「地域の人事部」戦略策定事業では、これも歳入で申し上げましたように、ロケ地の誘致あるいは特産品の開発、映画に関するイベントの開催を通じて、地域の人材がさまざまな形で映画づくりに参加できる機会を創出をします映画等ロケ人材バンク開設事業で作業委託料に1,000万円など、総額で1,464万4,000円を計上をしたところでございます。

次に、41ページ、8款の土木費、3目の道路新設改良費では、事業の執行状況等から精査をしまして、4,560万6,000円の減額を行うものでございます。

最後に、50ページになります。11款、土木施設災害復旧事業費の河川等災害復旧事業では、下大久保地内の町道巖洞橋友淵線の災害復旧工事費に総額2,497万9,000円を計上をいたしております。

以上、まことに簡単でございますが、議案第31号 平成28年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第32号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、町長の提案説明にもありましたように、補正前の予算総額から歳入歳出それぞれ6,843万4,000円を減額し、補正後の額を22億7,100万2,000円とさせていただきます。

歳入では、共同事業交付金の交付額が確定したことや国庫の特別調整交付金における事業経費の精査、歳出では、拠出金等の確定に伴う精査や保険事業費の特定健診等において一般会計繰出金の執行見込み額が確定したことが主なものでございます。

それでは、最初に、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。事項別明細書8ページをお願いいたします。

8ページ、1款、総務費につきましては、人件費等事務費の財源充当額を精査したことと、また、賦課徴収費におきましては、国庫の制度関係業務準備事業補助金等を充当したことによる財源振替でございます。

また、2款、保険給付費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込み額をもとに一般被保険者分で2,500万円の減額、退職被保険者分で500万円の減額としております。

その他の保険給付費及び9ページの2項、高額療養費、3項の移送費、10ページの中段からの後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金につきましては、歳入予算の増減に伴いまして、財源の振り替えを行うものでございます。

また、10ページの上段、出産育児一時金につきましては、4件分の減額を見込みまして減額計上をしております。

11ページの7款、共同事業拠出金につきましては、今年度の拠出金が確定しましたのでそれぞれ補正し、全体で3,202万9,000円の減額としております。

次に、8款、保健事業費、1目、特定健康診査等事業費におきましては、国保被保険者に係る特定健診等の経費を一般会計繰出金として支出するもので、支出見込み額に基づきまして379万1,000円を減額するものでございます。

同じく最下段の保健事業費の1目、疾病予防費におきましては、人間ドック助成金63万円の減額、また、がん検診等に係ります健康増進事業では、一般会計への繰出金48万1,000円を増額、健康づくりを推進する地域活動等への繰出金を3万8,000円減額し、合計44万3,000円を増額するものでございます。

12ページの9款、基金積立金につきましては、医師収入相当分1万7,000円の増額計上、また、11款、諸支出金、1目、直営診療施設繰出金において、和知歯科診療等におきますへき地直営診療所運営費への繰出金76万4,000円を減額し、補正後の額を1,426万9,000円としております。

それでは、次に、歳入の説明をさせていただきます。ページ戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いします。

1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては334万円の増額、退職被保険者分といたしましては385万4,000円の減額となる見込みでございます。収納率といたしましては、当初予算時点と同様、一般被保険者93.5%、退職被保険者98%として算定しております。

4ページ、3款、国庫支出金、療養給付費等負担金につきましては、交付見込み額に基づきまして2,400万円を減額するものでございます。

また、高額医療共同事業負担金につきましては、負担金算定のもととなります共同拠出金の金額が確定したことから96万1,000円の増額となり、特定健康診査等負担金につきましても交付決定額をもとに1万2,000円増額計上するものでございます。

同じく次の国庫補助金、財政調整交付金のうち普通調整交付金につきましては、本年度の交付申請額をもとに精査を行いまして、2,272万6,000円の増額としております。

特別調整交付金につきましては、歳出で説明申し上げました和知歯科診療所等へき地直営診療所運営経費等に対する交付金を主なものとしまして、61万7,000円の減額としております。

5ページ4款、療養給付費交付金でございますが、12月補正予算で増額させていただきましたが、それ以降、医療費が減少したために379万9,000円の減額を見込んでおります。

6款、府支出金、2項、府補助金の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金分は医療費の減少などによりまして減額となっておりますが、特別調整交付金分の増額を見込みまして1,749万2,000円の増額としております。

7款、共同事業交付金につきましては、各保険者が拠出金を持ち寄り、それを財源として各市町村の高額な医療費を緩和するため交付されるものでございますが、医療費の減少により高額共同事業交付金で1,157万9,000円の減額、また、保険財政共同安定化事業交付金は5,438万8,000円の減額としております。

6ページ、9款、繰入金、一般会計繰入金、職員給与等繰入金におきましては事務費の精

査による減額、出産育児一時金等繰入金につきましては見込み件数の減による減額計上、福祉医療波及分等繰入金として590万6,000円の増額、合計といたしまして196万9,000円の増額とするものでございます。

国保運営基金の繰入金につきましては、今申し上げました特定財源等の精査に伴いまして1,993万8,000円を減額し、収支のバランスを図ることといたしまして、補正後の額を3,265万6,000円としております。

なお、予算ベースでの繰り入れ後の基金残額といたしましては、1億5,282万7,000円となる見込みでございます。

6ページから7ページにかけての11款、諸収入につきましては、収入済額、あるいは実績に基づき計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、国保事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は補正前の予算の総額を歳入歳出それぞれ534万4,000円増額いたしまして、補正後の額を2億2,213万7,000円とさせていただくものでございます。システム改修負担金及び後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金につきまして補正をお願いするものでございます。

それでは、最初に、歳出から説明させていただきます。予算書最終ページでございます。事項別明細書4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1目、一般管理費では、特別徴収に係りますシステム改修についての負担金といたしまして、4万9,000円を計上させていただくものでございます。

また、2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料等負担金で2月時点におけます保険料の状況から529万5,000円を増額させていただくものでございます。ページ戻っていただきまして、3ページ、歳入をお願いいたします。

1款、保険料につきましては、現時点での保険料調定額に基づきまして、現年度分の特別徴収・普通徴収合わせまして485万3,000円の増額、滞納繰越分につきましては44万2,000円を追加いたしまして、広域連合への納金の財源といたしまして合計で529万5,000円を計上させていただくものでございます。

3款、繰入金、一般会計繰入金の事務繰入金につきましては、システム改修の財源といたしまして4万9,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第34号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,027万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を22億3,691万3,000円とさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして歳出から説明をさせていただきます。事項別明細書6ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、システムの機能改善に伴うシステム改修負担金として、合計で9万3,000円の追加をお願いするとともに、介護認定審査会費の調査員に係る臨時雇用賃金で21万1,000円の減額、また、計画策定委員会費においては、介護保険事業計画策定業務委託料の精査により36万7,000円の減額をお願いするものでございます。

7ページ、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、3目、施設介護サービス給付費負担金で1,088万7,000円の減額。4目、居宅介護福祉用具購入費負担金で85万5,000円の減額。6目、居宅介護サービス計画給付費負担金で341万7,000円の減額をお願いするとともに、5目、居宅介護住宅改修費負担金では17万6,000円の増額を見込んでおります。いずれもこれまでの給付実績等から必要見込み額を推計し精査を行っているものでございます。

1ページ飛びまして、9ページをお願いいたします。

6項、高額医療合算介護サービス等費では、必要見込み額の推計に基づき120万円の減額を行うものでございます。

その他の保険給付費につきましては、歳入予算の補正に伴い財源振替を行うもので、保険給付費全体で1,618万3,000円の減額とさせていただいております。

次に、同じく9ページ、3款、地域支援事業費についてご説明を申し上げます。

1項、一般介護予防事業費では、それぞれ執行状況から精査を行い合計で86万9,000円の減額をお願いするものでございます。

まず、地域介護予防活動支援事業につきましては、筋トレ教室に係る需用費の精査で10万5,000円の減額。介護予防普及啓発事業においては、各地域のいきいきふれあいサロン等で実施いただいております高齢者ふれあい調理実習に係る委託料の精査により16万円

の減額。介護予防把握事業につきましては、生活機能評価委託料の減額に伴う一般会計繰出金の精査により60万4,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、10ページ、2項、介護予防・生活支援サービス事業費では、合計で141万4,000円の減額とさせていただきます。すこやか体操教室に係ります費用を計上しております通所型サービスC事業におきましては、臨時雇用賃金の減額と送迎車の車検経費等の計上によりまして合計で31万1,000円の減額。また、介護予防ケアマネジメント事業においては、当初の見込みよりも総合事業のみのケアプラン作成件数が少なかったことなどから110万3,000円の減額を見込んでおります。

4項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、全体で181万5,000円の減額としております。

1目、包括的支援事業費の生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業については、町社協へ委託しております地域ボランティア養成事業の委託料の精査等を主な内容として51万4,000円の減額。また、認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症専門相談窓口の設置に係ります地域包括ケア相談業務委託料の精査等によりまして30万1,000円の減額をさせていただきます。

11ページ、2目、任意事業費の家族介護支援事業におきましては、家族介護者交流会を社協の独自事業として実施していただいたことから委託料30万円を減額しております。また、地域自立生活支援事業につきましては、介護相談員の養成研修の受講が職員のみとなったことから70万円の減額としております。

6款、諸支出金、2目、償還金におきましては、平成26年度の介護給付費府負担金の再確定に伴い返還金として49万5,000円を計上させていただきます。

次に、ページを戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

1款、保険料につきましては、直近の調定額から精査を行いまして、全体で664万2,000円を追加しております。

3款、国庫支出金、4ページの4款、支払基金交付金、5款、府支出金の各現年度分につきましては、歳出の保険給付費の増減や地域支援事業費の精査により変更が生じているところでございますが、変更交付申請に基づき交付される見込みであることから、変更交付申請額をもとに整理をさせていただきます。

なお、次年度において実績報告に基づき精算が行われることとなっております。

また、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金の過年度分につきましては、先ほど歳出でご説明をさせていただきました平成26年度分の再確定に伴います

追加交付額として49万4,000円を計上し、5款、府支出金の1目、地域支援事業交付金のうち3節、地域包括ケアシステム推進補助金につきましては、町社協への委託事業であります地域ボランティア養成事業の委託料の精査等に伴い10万3,000円の減額としております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金については、ルール分等の精査を行うとともに、5ページの2項、基金繰入金、1目、介護給付費準備基金繰入金2,170万5,000円を計上し、収支の均衡を図ることとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第34号 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉水道課長。

○水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第35号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算額17億3,240万円を1,730万減額し、補正後の額を17億1,510万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、水道管理費におきまして支障物件における移設工事として計上しておりました測量設計監理業務等委託料や水道管移設工事費におきまして進捗状況等に応じた計画修正が必要となりましたので、事業費について減額のほうをさせていただくものでございます。

最初に、3ページ、第2表繰越明許費をお願いいたします。

翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして1,800万円としております。内容につきましては、繰越理由等一覧表の6ページの最下段にも明記しておりますが、府道上野水原線道路改良工事及び町道市場上野山線道路改良工事における支障水道管移設工事費であり、年度内の完了が困難なため繰り越しによる事業としてお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、水道事業費分担金においては、口径13ミリを24件、40ミリを1件と年度内実績を見込みまして56万1,000円を減額するものでございます。

1款、2項、1目、水道事業費負担金におきましても、年度内給水工事負担金を10件と

見込み16万円を減額させていただくものでございます。

6款、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、充当いたします支障水道管移設設計及び工事における減額補正に伴い503万9,000円の減額とするものでございます。

8款1項、1目、雑入におきましては、府道や府河川における支障物件移設補償費として見込んでおりました費用につきましては、実績見込み及び事業の進捗により1,154万円の減額としております。

4ページをお願いします。歳出についてでございます。

1款、1項、1目、水道管理費における一般管理費において、時間外手当において必要となる額290万円を増額し、13節、委託料におきましては、支障物件移設設計委託料の精査見込みにより720万円の減額とし、15節、工事請負費におきましても精査見込みや事業の進捗によりまして1,300万円の減額としております。

以上、議案第35号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算額9億5,590万円を2,247万円減額し、補正後の額を9億3,343万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしまして、各整備事業におきまして、支障物件における移設工事として計上しておりました測量設計監理業務等委託料や管渠工事費において進捗状況を確認し事業費の減額を行い、また、各管理事業においても施設委託料の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。

最初に、3ページの第2表繰越明許費をお願いします。

翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして、農業集落排水施設整備事業施設再編計画策定業務費として500万円。公共下水道施設整備事業下山処理区改築計画策定業務費として500万円を繰り越しによる事業としてお願いするものでございます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。事項別明細書の3ページをお願いします。

1款、1項、1目、下水道事業費分担金においては、当初9口の予定でしたが、農業集落排水事業において実績見込みから1口分86万4,000円の増額を見込み、合計で10口の新規加入を見込んだ補正としております。

2款、1項、使用料につきましては、各使用料の過年度分について年度内実績を見込み、

1目、農業集落排水使用料過年度分につきましては56万2,000円の増額。4目、公共下水道使用料過年度分につきましては158万1,000円の増額。5目、浄化槽使用料過年度分につきましても29万4,000円の増額としております。

5款、1項、1目、繰入金におきましては、充当します各事業の減額補正に伴い2,236万2,000円の減額としております。

4ページの7款、1項、1目、雑入におきましては、京都府施工工事における支障物件移設補償費として見込んでおりました費用につきまして、実績見込み及び事業の進捗により340万9,000円の減額としております。

次に、歳出について説明させていただきます。5ページをお願いします。

2款、1項、1目、農業集落排水施設整備費における13節、委託料につきましては、町道における支障管渠移設設計に要する費用の確定により200万円の減額とし、15節、工事請負費においても進捗状況を精査し300万円の減額としております。

2目、農業集落排水施設管理費におきましては、13節、委託料において実績見込みにより汚泥脱水業務の委託料を70万円減額、汚泥引抜委託料を47万円減額することとしております。

2款、2項、1目、公共下水道施設整備費における15節、工事請負費につきましては、京都府施工の工事における支障管渠移設工事の実績見込み及び進捗状況から600万円の減額としております。

2目、公共下水道施設管理費におきましては、13節、委託料におきまして、汚泥脱水業務及び汚泥引き抜きの実績見込みにより880万円の減額としております。

2款、3項、1目、浄化槽市町村整備推進施設管理費における11節、需用費の修繕料につきましては、12月以降54件の修繕が必要となり、予算が不足するため80万円を増額し、13節、委託料においては、清掃委託料・保守点検委託料の実績見込みにより118万8,000円の減額としております。

6ページをお願いします。

3款、1項、1目、公債費利子につきましては、新規借入実施の確定により111万2,000円の減額としております。

以上、議案第36号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 議案第37号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計

補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

この会計の補正予算（第1号）は、補正前の歳入歳出の額529万6,000円から255万円を減額し274万6,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明させていただきます。一番最後のページになります。事項別明細書4ページをごらんください。

1目、育英費、19節、負担金及び交付金の育英給付金を255万円減額としております。

なお、平成28年度の給付対象者数につきましては、大学生12名、高等専門学校生1名、高校生12名で、合計25名となり給付総額が273万円となったことから255万円を減額するものです。

続いて歳入でございますが、前のページの3ページをお願いします。

歳入につきましては、育英給付金の確定により、3款、繰入金において、1目の一般会計繰入金と2目の基金繰入金をそれぞれ127万4,000円減額し、それぞれ136万6,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に187万円を追加し、補正後の額を317万円とすることをお願いをしております。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

1款、財産収入、須知地区におきまして、施業計画に基づきます切り出し間伐に伴う立木の売り払い収入としまして183万8,000円の収入を見込むものでございます。

そのほかの収入につきましては、精査を行うものでございます。

次に、最終ページ4ページ、歳出でございます。

須知地区の1款、一般管理費、25節、財政管理調整基金積立金に194万1,000円を積み立てるものでございます。

そのほかの経費につきましては、事業費の精査を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第38号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第39号から議案第42号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

議案第39号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）は、補正前の額1,592万5,000円から61万3,000円を減額し、補正後の額を1,531万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、表紙を含めて4枚めくっていただき、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、1節、立木売払収入では、作業道敷設時に伐採した立木の売り払い収入として13万円を増額しております。

4款、諸収入、2項、1目、雑入では、関電への電柱敷地料その他見込みがないため3万6,000円を減額するものでございます。

戻りまして、2款、繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございますが、歳入歳出の増減に伴う調整を行うため基金から繰入金を70万6,000円減額しております。

次に、歳出でございますが、事項別明細書4ページをごらんください。

1款、総務費、1目、一般管理費、11節、需用費におきまして修繕料5万円を減額し、25節、積立金で財政調整基金への積立金を5万5,000円増額しております。

2目、財産管理費では、執行予定のない11節、需用費の修繕料10万円を減額し、合わせて同様の理由で16節、原材料費・補修用資材費の20万円、18節、備品購入費の7万円など、合わせて37万円を減額しております。

また、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金の山林高度利用補助金において、残余额24万8,000円を減額しております。

桧山財産区は以上でございます。

続きまして、議案第40号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）は、補正前の額735万円から27万1,000円を減額し、補正後の額を707万9,000円とさせていただきます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、1節、土地貸付収入の22万円。2項、1目、2節、立木売払収入で間伐材売り上げ差額58万1,000円を増額しております。

2款、繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金につきましては、3款、1節、前年度繰越金の額が確定したことにより150万6,000円の全額を減額しております。

3 款、繰越金、1 目、1 節、前年度繰越金は、4 2 万 8, 0 0 0 円を増額するものでございます。

歳出でございますが、事項別明細書 4 ページをごらんください。

1 款、総務費、2 目、財産管理費、1 3 節、委託料において 1 万 1, 0 0 0 を減額し、3 目、諸費、1 9 節、負担金補助及び交付金、梅田地域振興対策事業補助金では、執行状況に不用額を精査し 2 6 万円を減額するものです。

以上が梅田財産区でございます。

続きまして、議案第 4 1 号 平成 2 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、補正前の額 4 1 8 万 7, 0 0 0 円から 1 3 0 万円減額し、補正後の額を 2 8 8 万 7, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書 3 ページをごらんください。

1 款、財産収入では、1 目、2 節、マツタケ等採取権収入に 3 万円を増額し、2 款、繰入金、1 目、1 節、財政調整基金繰入金を 3 万 7, 0 0 0 円減額としております。

3 款、繰越金、1 目、1 節、前年度繰越金は精査により 3 0 万 3, 0 0 0 円減額し、4 款、諸収入、1 項、1 節、分収林受託事業収入では、計画を見送ったことにより 1 1 0 万円を減額し、3 項、1 目、1 節の雑入では、直営地立木補償費について 1 1 万 1, 0 0 0 円を増額するものでございます。

歳出につきましては、事項別明細書 5 ページをごらんください。

1 款、総務費、1 項、2 目、財産管理費、1 3 節、委託料では、歳入で減額しました分収造林事業に係る 1 1 0 万円を、3 目、諸費では、三ノ宮地域振興会補助金で 2 0 万円を減額しております。

三ノ宮財産区については以上でございます。

続きまして、議案第 4 2 号 平成 2 8 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、補正前の額 3 5 0 万円に 1 2 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 3 6 2 万 3, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

歳入の主なものでございますが、事項別明細書 3 ページをごらんください。

1 款、財産収入、1 項、1 目、2 節、マツタケ等採取権収入で 5, 0 0 0 円増額し、2 款、繰越金、1 項、1 目、1 節、前年度繰越金につきましては、実績額の確定により 1 1 万 8, 0 0 0 円を増額しております。

歳出につきましては、事項別明細書 4 ページになります。

1 款、総務費、1 項、1 目、2 5 節、積立金は、歳入実績による調整を図るため 1 2 万 3,

000円を増額しております。

質美財産区は以上でございます。

以上、議案第39号から議案第42号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第43号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

病院事業の補正予算につきましては、先ほど町長から提案説明がありましたように、第2条におきまして、収益的収入におきまして、既決の予定額から30万円を減額し、収入における補正後の予算総額を10億2,980万円とするものとし、歳出を10億7,840万7,000円とするものでございます。そして、本補正予算第3条の資本的収入におきましては、既決の予定額から1,935万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億1,862万7,000円といたし、資本的支出におきましては2億39万2,000円を減額し、支出における補正後の予算総額を4億2,583万3,000円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出に対して不足する額は、当初予算では、過年度分損益勘定留保資金での補填額を3億1,278万7,000円としておりましたが、今回の医療機器機器類入札の精査等によりまして558万1,000円の減額をいたし、3億720万6,000円とするものでございます。

次ページの第4条の企業債の減額補正及び第5条の給与費補正並びに第6条の補助金の減額につきましては、以降の補正予算説明書でご説明を申し上げます。

補正予算説明書をめくっていただきまして、1ページの収益的収入でございますが、和知診療所事業収益の医業外収益におきまして、補正額はゼロ円でございますが、国保特別調整交付金で診療日数の精査とリハビリ送迎の交通費の関係で各9万2,000円の増減を行い、差し引きゼロ円とするものでございます。

また、和知歯科診療所でもへき地診療所運営費に係る国保特別調整交付金の精算を行い29万3,000円の減額をし、不用となった歯科の金属スクラップ買取料に7,000円の減額を行い、合計30万円の減額を行うものでございます。

めくっていただきまして、3ページからの収益的支出におきましては、京丹波町病院事業費用の医業費用の主なものとしましては、給与費の精査と研究研修費での学会等の参加費用並びに旅費らの精査を行い増減をいたし、補正予算についてはゼロ円とするものでございま

す。

和知診療所事業費用では、昨年末に看護師1名が退職したため、給与費関係の精査をお願いし、材料費経費におきましては予防接種費用の精査を行い、また、経費についても精査を行いましてこれらを増減し、補正額をゼロ円とするものでございます。

和知歯科診療所の医業費用では、歯科技工の委託料において精査をし、経費におきましては30万円の減額をお願いするものでございます。

次に、5ページの資本的収支でございますが、先に中ほど下段の資本的支出につきまして、京丹波町病院事業資本的支出ですが、建設改良費の機器備品購入費におきまして、CT装置導入に係る医療機器類の購入の入札残の精査及び訪問車両購入におきまして、合計1,800万円の減額をお願いするものでございます。

また、和知診療所におきましては、内視鏡洗浄機装置購入におきまして補助金が今回採択されなかったため、今回購入を取りやめて減額をいたすものでございます。

なお、平成29年度に再度申請を行う予定でございます。

和知歯科診療所におきましては、デジタルX線診断システム装置の医療機器類の購入に係る入札残との精査により、44万8,000円の減額を行うものでございます。

同じページの上段の資本的収入に戻りまして、京丹波町病院におきましては、資本的支出で申しましたように、CT装置の入札の精査により企業債の1,800万円の減額を行い、和知診療所におきましても内視鏡洗浄装置の補助金が不採択になりましたのでその減額をし、和知歯科診療所におきましても、機器類の入札精査により国保特別調整交付金37万9,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、病院事業会計の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） ただいま上程となりました議案第44号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。

変更の主な要因といたしましては、町長の提案説明にもありましたように、工事着手前に請負業者が現場と図面等の照査また測量等を実施するため、橋梁本体部の仮設足場設置後に橋梁下部のコンクリート断面修復箇所及びひび割れ補修箇所の調査を実施しましたところ、予定しておりました箇所以外に施工箇所が見つかったものです。調査結果をもとに現場で状況確認をした結果、修復箇所及びひび割れ箇所の修復工事が必要と判断したため、数量変更

を行い金額の増額を行うものであります。

議案書を1枚めくっていただき、2枚目に工事請負契約の新旧対照表、3枚目資料1に変更内容の内訳表としまして、当初請負契約金額と変更後の請負金額の比較をしております。平成28年第3回議会臨時会において議決いただきました際に、資料提出させていただきました資料の追加資料①は、予定価格としておりましたので、請負率を掛けまして金額を算出しております。契約変更の増額分につきましては、断面修復工の復旧箇所の追加及びひび割れ補修工の補修延長の追加によるものでございます。追加になります修復補修工事につきましては、本議案議決後に着手する予定としております。

もう1枚めくっていただき、資料2に変更数量を記載しております。左側の赤字が当初数量であり、その右側に変更後の数量を黒字で記載しております。当初と変更の増減をその右側に記載しておりますのでご確認をお願いいたします。

もう1枚めくっていただきました資料3には、補修一般図を添付しております。資料の右上断面図、青色で着色しております部分が調査の箇所であり、その際の調査状況の写真を参考に右下に張りつけております。

最後のページ、資料4につきましては、工程表を添付しております。当初工程を青色、変更後の工程を黄色で着色しております。工期変更の主な要因といたしましては、議決後、地元調整をする中で橋梁工事中の通行どめにより、町営バスの通行が困難となることから、通勤・通学路の確保、ごみ収集場所の変更等の調整に不測の期間を要したことや別工事で発注されました水道配水管の橋梁添架工事と施工時期が重なったことで、水の確保を優先として工事を進めたことなどにより、工事の年度内完了が見込めなくなったため、工事期間の変更をするものです。

以上のことから、当初契約金額に133万560円を増額し、8,544万4,200円とすることとあわせまして、工期を平成29年3月31日から7月31日まで延期することをお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第44号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、22日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 東まさ子

〃 署名議員 森田幸子